
第4期土岐市地域福祉計画

令和5年1月
土岐市

はじめに

現在、急速に進む少子高齢化をはじめ、個人の価値観や生活スタイルの多様化、災害の増加、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等により、私たちの生活環境は大きく変化しております。

こうした状況の中、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、身近なつながりや地域における支え合いや助け合いが、今、改めて求められているところです。

そして、土岐市では子どもから高齢者までのすべての世代が健康で元気に活躍できるまちを目指し、全世代健康寿命延伸事業「ときげんきプロジェクト」を立ち上げ、オリジナル健康体操「ときげんき体操」を制作しました。

今後あらゆる場面で「ときげんき体操」を活用し、市民の皆さまがいつまでも健康でいきがいを持って暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

また今回は、これまでの取組や変化の激しい社会情勢を踏まえ、土岐市社会福祉協議会のご協力をいただき「第4期土岐市地域福祉計画」を策定いたしました。基本理念を「みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるまち とき」とし、地域のつながりをさらに強化し、一人ひとりがいきがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指してまいります。

本計画の実効性を高めるためには、市や土岐市社会福祉協議会だけでなく、市民の皆さまをはじめ、地域で活躍する様々な活動主体ごとに期待される役割を果たしながら、互いに連携して取り組んでいくことが重要です。より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました土岐市地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等、様々な形でご協力をいただきました多くの皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和5年1月



土岐市長 加藤 淳司

◆目次◆

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	1
3 計画の位置づけ	2
4 本計画の根拠法と関連計画等の概要	3
5 計画期間	8
6 計画の策定手法と体制	8
7 地域福祉を取り巻く法制度等の動向	9
8 SDGs（エス・ディー・ジーズ：持続可能な開発目標）	11
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	12
1 本市の地域福祉を取り巻く現状	12
2 地域福祉を支える社会資源	16
3 やさしいまちづくりに向けたアンケート調査の概要	21
4 地区社会福祉協議会ヒアリングの概要	36
5 基礎調査結果からみえる本市の課題	37
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 基本理念	42
2 基本目標	44
3 施策体系	45
第4章 施策の方向性	46
1 基本目標1 福祉の心を育てる意識づくり	46
施策の方向性① 人と人をつなぐ福祉意識の醸成	46
施策の方向性② 福祉意識醸成に向けた情報提供・啓発活動の充実	48
施策の方向性③ 地域福祉活動への参加意識の向上	50
2 基本目標2 みんなで助け合い、支え合う地域づくり	51
施策の方向性① 見守りや助け合い活動の推進	51
施策の方向性② ボランティア活動の推進	53
施策の方向性③ 地域福祉活動組織等への支援	54
施策の方向性④ 関係機関による連携の強化	55
施策の方向性⑤ みんなの健康を支える取組の促進	57
3 基本目標3 誰もが安心して暮らせるための支援づくり	58
施策の方向性① 災害時の要支援者への支援整備	58
施策の方向性② 多様性のある相談支援の整備	60
施策の方向性③ 誰もが支援を受けられる福祉サービスの提供	62
施策の方向性④ 権利擁護支援の充実	64

第5章 成年後見制度利用促進計画	66
1 計画策定にあたって	66
2 成年後見制度に関する現状と課題	67
3 具体的な取組	67
4 利用者本位の制度の運用	68
5 地域連携ネットワークづくり及び中核機関の整備	68
第6章 数値目標	70
第7章 計画の推進	71
1 協働による計画の推進体制	71
2 計画の実施状況と評価	73
❖参考資料	74
1 各種アンケート調査等の主な意見	74
2 土岐市地域福祉計画策定委員会設置要綱	82
3 土岐市地域福祉計画策定委員会委員名簿	84
4 計画策定経過	85

※用語解説については、最初に出てきた箇所に※印を付け、そのページに解説を載せています。

1 計画策定の趣旨

近年、急速な少子・高齢化、人口減少社会への移行、核家族化、単身世帯の増加等家族形態の変化、住民同士のつながりの希薄化、地域の福祉力の衰弱化等に加え、人々の価値観やライフスタイルはより一層多様化してきています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で従来の人と人が集まることを前提とした様々な活動が停滞しています。

このような状況の中、本市の現状をみると、これまで地域福祉を担ってきたボランティア団体や町内会・自治会活動などの担い手の高齢化・人材不足なども課題となっています。また、地域の中で、ひきこもり状態にある住民が存在するなど孤立している方がいることも窺えます。

本市では、平成30年3月に第3期土岐市地域福祉計画を策定し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるやさしいまちを目指して、「人と人、地域と地域のつながりづくり ～助け合いの心を育もう～」を基本理念に各種事業に取り組んできました。

第3期土岐市地域福祉計画が令和4年度に計画期間の最終年度となることから、これまでの経過を踏まえ、福祉に対するニーズ及び社会情勢の変化による新たな課題に対応し、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、『第4期土岐市地域福祉計画』を策定します。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。この実現のためにも、人と人とのつながりや支え合いの精神を醸成し、地域全体で課題の解決に向けて取り組むことが重要です。

しかし、地域における福祉を取り巻く環境は大きく変化し、支援が必要でありながら福祉制度の狭間でサービスにつながらない人、地域のセーフティネット※ではカバーできない人が増加しており、ひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、児童や高齢者に対する虐待等が社会問題として顕在化しています。

こうした問題を解決するためにも、課題を抱えた人や世帯を地域とつなぐ参加支援、専門職につなぐ相談支援、様々なコミュニティや分野での活動をつなぎ、人と人をつなぎ合わせていく地域づくりに向けた支援を一体的に実施していくことが重要とされています。

※セーフティネット：社会保障の一種で、網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供するための仕組みのこと

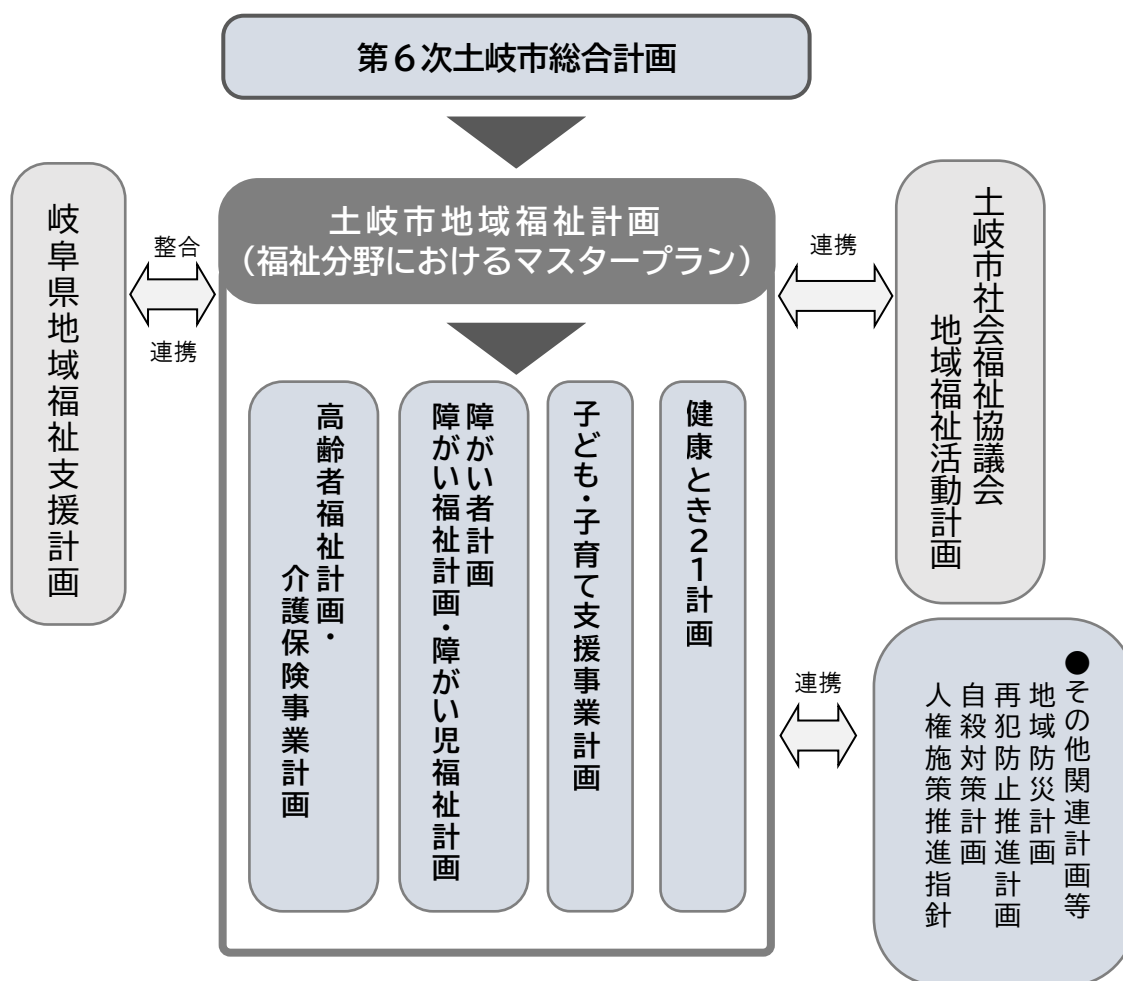
3 計画の位置づけ

土岐市地域福祉計画は、地域福祉を推進するための目標を定め、取組を体系化する基本計画としての性格を持っています。支援を必要とする対象者ごとに策定している各計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が、地域においてより効果的に展開されるよう推進する福祉関連計画の上位計画として、また福祉分野におけるマスタープランとしての役割を担っています。

また、「土岐市地域福祉計画」と「土岐市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、ともに本市の地域福祉を推進していくという共通の理念を持っています。地域福祉計画が行政計画として、また地域福祉活動計画は住民活動計画として、地域福祉の推進を目指すものであることを考えると、両計画は「対」をなす車の両輪の関係にある計画です。

したがって、この2つの計画が相互に連携し、地域福祉を推進するために、住民と行政、市社会福祉協議会や地域福祉活動団体などとの協働により、ともに支え合う地域福祉社会の実現を目指すものです。

さらに、権利擁護を推進するために、本計画に成年後見制度利用促進計画を包含します。



4 本計画の根拠法と関連計画等の概要

(1) 本計画の根拠法

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を目的として、同法第107条の規定に基づき市町村が策定し、福祉に関する部門別計画（子育て、高齢者、障がい者等に関する部門別計画）に関する『共通軸に関する施策』を体系化する福祉分野の上位計画に位置づけられる計画です。

【改正社会福祉法（令和4年10月施行）】

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 成年後見制度利用促進計画の根拠法

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定が努力義務化されています。

すべての住民が、その年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心した生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育等、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的、体系的な支援を受けられる体制の整備が求められています。

【第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要】

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- (2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- (3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」
(2022年(令和4年3月))より抜粋

(3) 下位計画となる計画の概要

① 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度を円滑に実施するための総合的な計画として、取り組むべき課題や目標等を定めたものです。

【高齢者福祉計画・介護保険事業計画：令和3年度～令和5年度】

基本理念：支え合い安心できる暮らしづくりの実現

〈基本目標〉

- (1) 地域包括ケアシステムの充実
- (2) 生きがいをもって社会参加できるしくみづくり
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 安心・安全に生活できる環境づくり
- (5) 介護保険サービスの適正な運用と制度の円滑な実施

② 障がい者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定されている市町村障害者計画に相当するもので、本市における障がい者施策に関する基本的な計画です。本市の障がい者施策を推進する際の方向性を明らかにし、今後の障がい者福祉に関する行政運営の指針となる計画です。

【障がい者計画：令和 4 年度～令和 8 年度】

基本理念：誰もが活躍でき、共に生きるまちづくり

〈基本目標〉

- (1) 障がいによる差別をなくし、共に生きる市民の意識づくり
- (2) 暮らしを支えるサービス支援体制づくり
- (3) 自立を支援する働きやすい環境づくり
- (4) 児童の療育・保育・教育の環境づくり
- (5) 社会・文化等の活動に参加できる環境づくり
- (6) 安心・安全に暮らせるまちづくり

③ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害者総合支援法第 88 条に規定されている障がい福祉計画については、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する事項を定めており、児童福祉法第 33 条の 20 に規定されている障がい児福祉計画については、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保に関する事項を定めています。

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画：令和 3 年度～令和 5 年度】

基本理念：ともに支え合いながらやさしさが織りなすまちづくり

〈成果目標〉

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (5) 相談支援体制の充実・強化等

④ 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。市として取り組む子育て支援政策の理念や施策の体系等を明確にし、子どもの健やかな育ち、保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備していきます。

【子ども・子育て支援事業計画：令和 2 年度～令和 6 年度】

基本理念：守ろう 笑顔 育てよう 豊かなこころ 未来に輝け！ ときっ子 スマイル

〈基本目標〉

- (1) 子育てしやすい環境づくり・サービスの充実
- (2) 子育て力向上のための支援
- (3) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援
- (4) 仕事と家庭が両立できる環境づくり

⑤ 健康とき21計画

健康増進法第8条に基づく計画で、21世紀における国民健康づくり運動の指針として国が策定した「健康日本21」、または岐阜県が策定した「第3次ヘルスプランぎふ21」を踏まえて、これを推進するための具体的な地方計画として位置づけた計画です。市民一人一人が主体的に自分に合わせた健康づくりに取り組むとともに、地域との協働により、ともに支え合いながら安心して暮らせるやさしいまちづくりを目指し、施策を推進します。

【健康とき21計画：平成28年度～令和7年度】

基本理念：みんなで健康 笑顔かがやくまち とき

〈基本方針〉

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 健康的な生活習慣の実践
- (3) 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- (4) 市民の健康を支え、守る環境づくり
- (5) 生涯を通じた健康づくり
- (6) 食育の推進

(4) 関連する計画の概要

① 地域防災計画

災害対策基本法第42条第2項に基づき策定する計画で、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、土岐市の防災に関する基本的事項を総合的に定めた計画です。

【地域防災計画】

風水害等対策計画

第2章 災害予防

- 第2節 防災思想・防災知識の普及
- 第3節 防災訓練
- 第4節 自主防災組織等の育成と強化
- 第5節 ボランティア活動の環境整備
- 第14節 避難対策
- 第15節 要配慮者対策

地震災害対策計画

第2章 災害予防

- 第2節 防災思想・防災知識の普及
- 第3節 防災訓練
- 第4節 自主防災組織等の育成と強化
- 第5節 ボランティア活動の環境整備
- 第11節 避難対策
- 第13節 要配慮者対策

② 再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画で、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりの推進、社会の構成員として受け入れることの市民理解の促進を図るための基本的な方向性や具体的な施策や取組内容を示すものです。

【再犯防止推進計画：令和2年10月～令和7年9月】

〈基本方針〉

- (1) 支援機関との連携強化
- (2) 支援制度の活用促進
- (3) 広報・啓発活動の推進
- (4) その他の施策

③ 自殺対策計画

自殺対策基本法第13条第2項に示される市町村計画であり、自殺総合対策大綱、岐阜県自殺対策総合計画を踏まえて、土岐市の自殺対策の基本的な方向や具体的な事業・取組を示すものです。

【自殺対策計画：令和元年度～令和8年度】

目指す方向：誰も自殺に追い込まれることのない土岐市の実現を目指して

〈基本施策〉

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉

- (1) 高齢者向け対策
- (2) 生活困窮者向け対策
- (3) 職場環境に関する対策

④ 人権施策推進指針

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、多様化・複雑化する人権問題に対し、市民の人権意識や社会情勢の変化等を踏まえ、分野別に人権施策を推進するための方針を定めています。

【人権施策推進指針：令和3年度～令和12年度】

基本理念：市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

〈基本的な方向性〉

- (1) 人権意識が醸成されるまちづくり
- (2) 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり
- (3) 多様な価値観や個性を尊重する共生のまちづくり
- (4) 市民協働による、ともに育むまちづくり

5 計画期間

本計画の計画期間は、改定された岐阜県地域福祉支援計画と連携・整合を図ることを目的に令和5年度から令和11年度までの7年間とします。

なお、本計画の内容が最新となるよう岐阜県地域福祉支援計画の改定時期、及び下記に示す土岐市福祉医療関連下位計画の改定時期や見直し時期を考慮して、中間年である令和8年度に中間見直しを行います。

H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第3期土岐市地域福祉計画(5年間)					第4期土岐市地域福祉計画(7年間) ※令和8年度に中間評価・検証						

<県計画と市福祉医療関連下位計画の改定時期について>

計画名称	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
岐阜県地域福祉支援計画	→			→								
地域福祉計画	→			→								
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	→			→				→				
障がい者計画	→		→					→				
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	→			→				→				
子ども・子育て支援事業計画	→				→							
健康とき21計画	→					→						

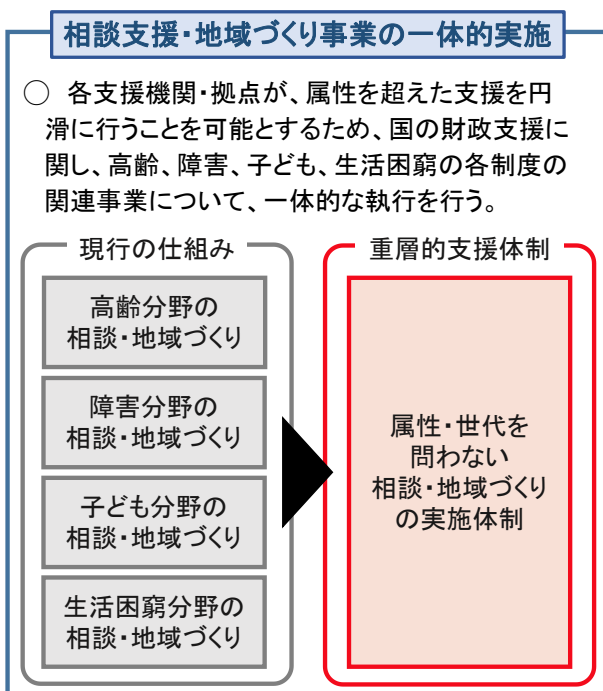
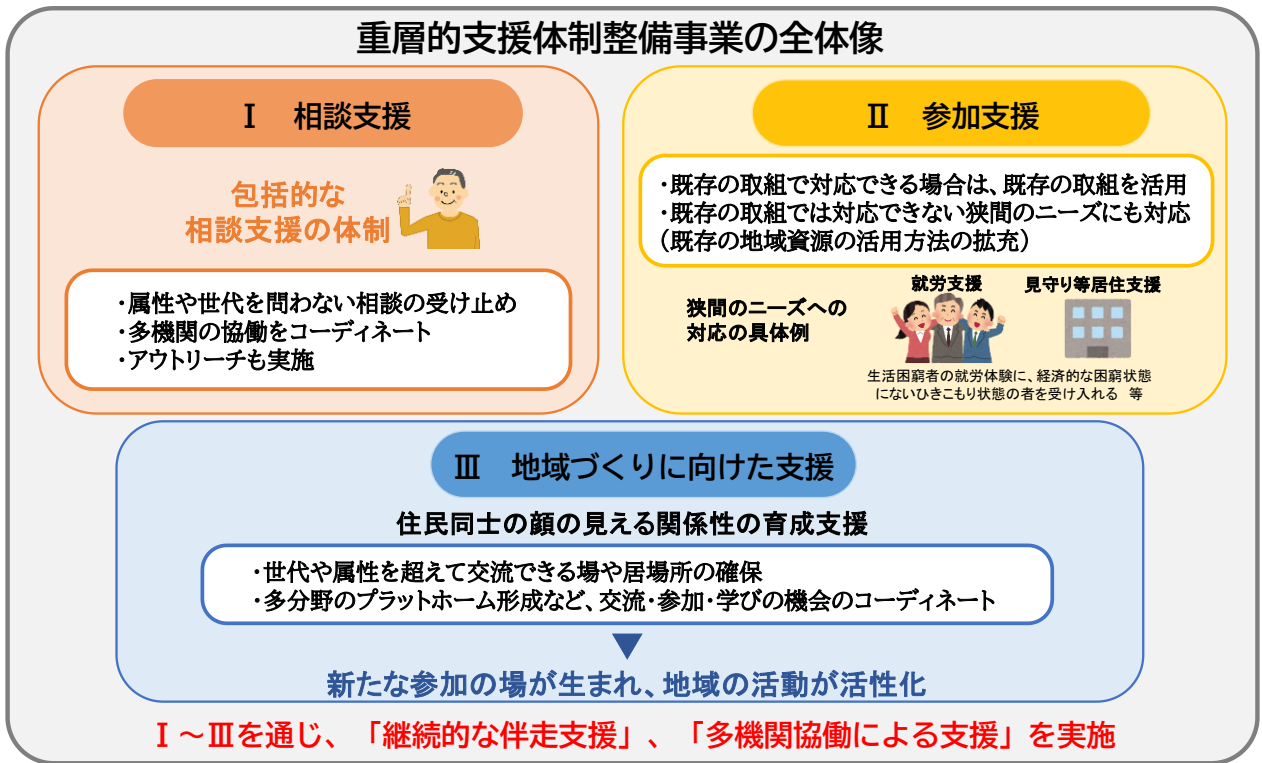
6 計画の策定手法と体制

やさしいまちづくりに向けたアンケート調査、団体アンケート調査、地区社会福祉協議会ヒアリング等からのご意見や、第3期計画の振り返り、パブリックコメントを実施するとともに、福祉分野の関係者、福祉関係団体、その他見識を有する方で構成する土岐市地域福祉計画策定委員会で計画案を検討し、策定しました。

7 地域福祉を取り巻く法制度等の動向

(1) 重層的支援体制整備事業

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、第106条の4により市町村においては、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を重層的支援体制整備事業として取り組むことが求められています。



- ※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
- (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。
 - (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる。
 - (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる。

出典：厚生労働省資料より再作成

(2) 孤独・孤立対策

令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、「ポストコロナの経済社会のビジョン」において、誰一人として取り残さない包括的な社会の構築が必要とされています。

これに基づき令和3年12月に策定された『孤独・孤立対策の重点計画』では、孤独・孤立対策に取り組む活動団体への支援や、ひきこもりについては当事者やその家族の視点に立った支援等を推進していくことが求められています。

【孤独・孤立対策の重点計画 基本方針】

- (1) 孤独・孤立に陥っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

出典：「孤独・孤立対策の重点計画」

(3) 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。生活困窮者自立支援制度とは、生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が、自立した生活を送れるように行政が中心となって支援する制度です。また、平成30年には、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部改正が行われ、「生活困窮者に対する包括的な支援体制」、「子どもの学習支援事業」、「居住支援」の強化が求められています。

【生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律】

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）
 - (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
 - (2) 子どもの学習支援事業の強化
 - (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）
2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）
 - (1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援
 - (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
 - (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援
 - (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例等
3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）
 - (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し
(年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月））等

出典：厚生労働省

8 SDGs（エス・ディー・ジーズ：持続可能な開発目標）

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。国際社会全体が目指すべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成27年9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。

SDGsの「誰一人取り残さない」という考えは、本計画の基本理念である「みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるまちとき」にも当てはまります。そのため、本計画においても、SDGsの理念に沿って、基本目標に関連するSDGsのゴールを設定し、施策の展開を図ります。

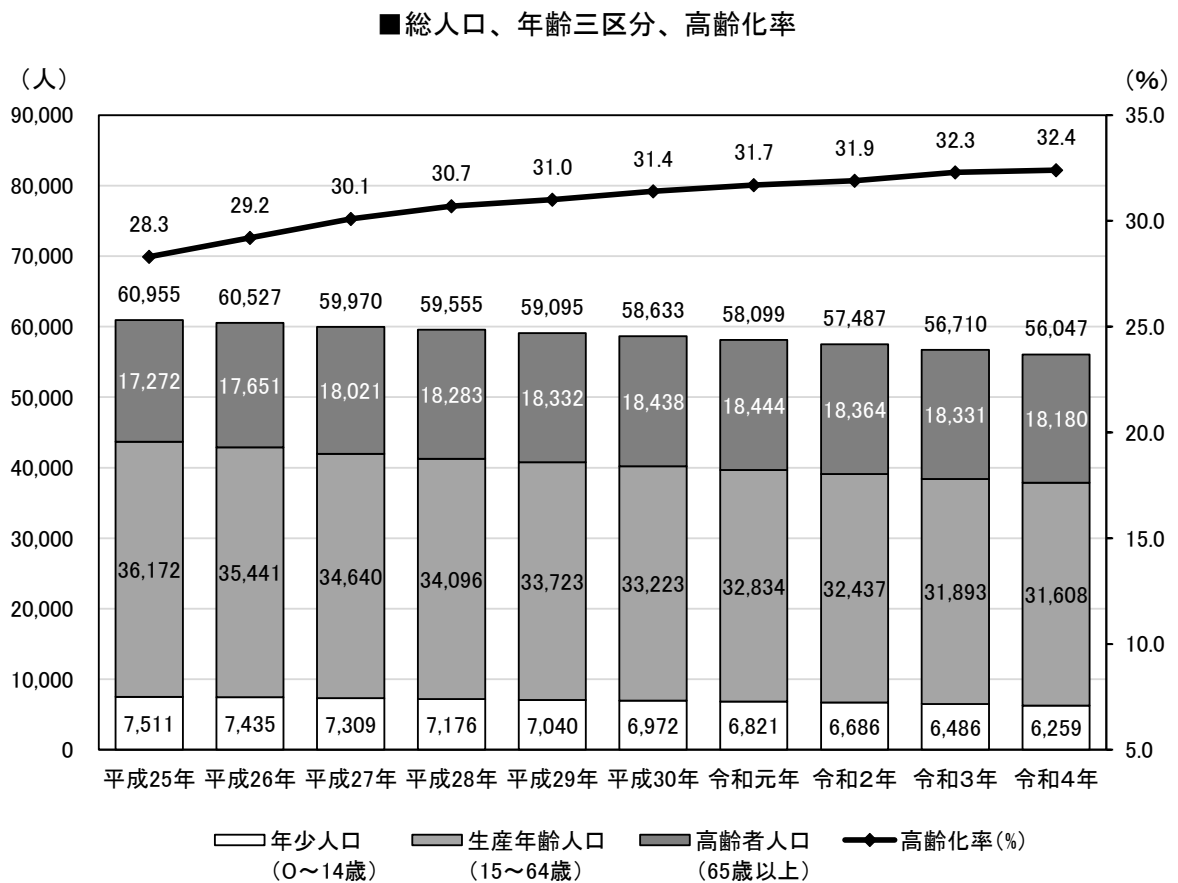


1 本市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口等の状況

本市の総人口は、平成27年に60,000人を下回って以降減少が続いており、令和4年現在56,047人となっています。

年齢3区分別では、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口は減少していますが、高齢者人口については微減傾向となっており、高齢化率は令和4年現在32.4%と前年より0.1ポイント増加しています。

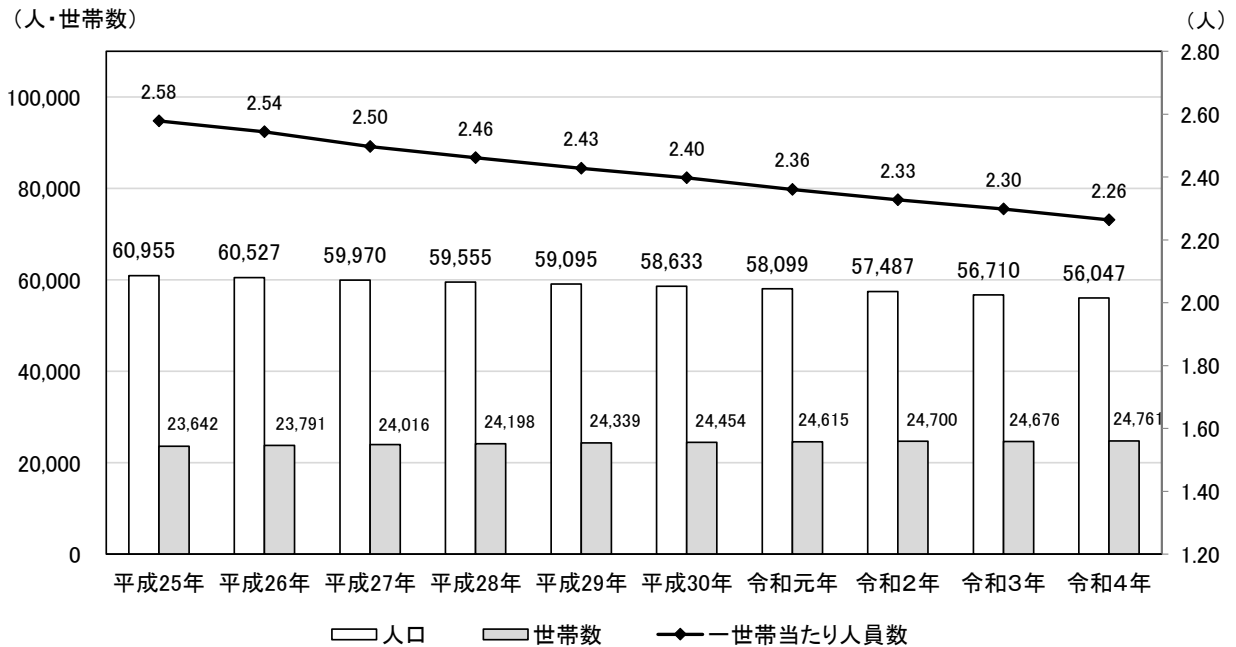


(2) 世帯の状況

本市の世帯数は、令和4年現在 24,761 世帯と前年の 24,676 世帯より増加しており、一世帯当たりの人員は 2.26 人と減少しています。

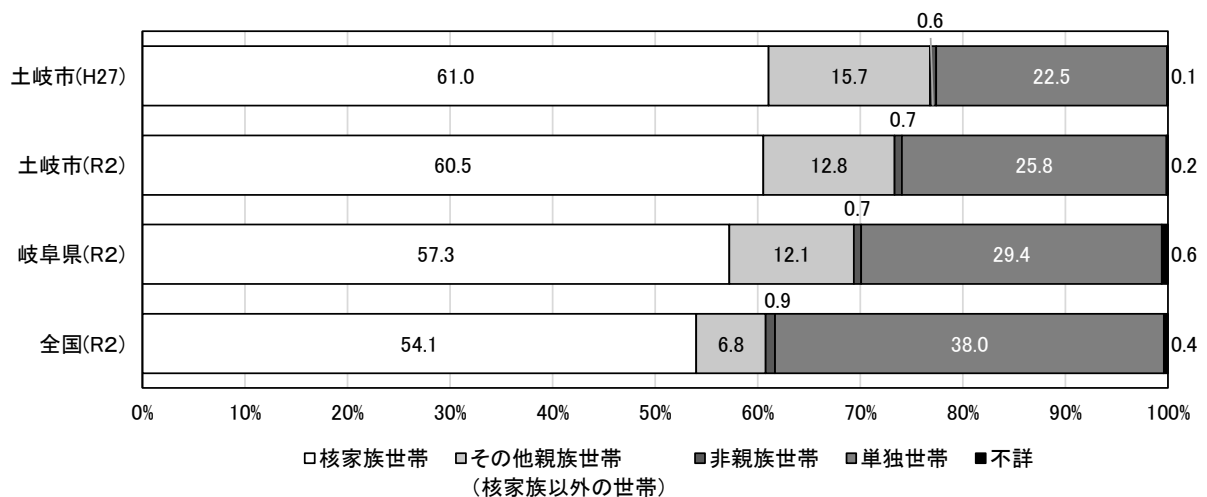
家族類型別では、単独世帯が5年間で 22.5%から 25.8%と 3.3ポイント増加しています。

■世帯数と一世帯当たり人員数



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

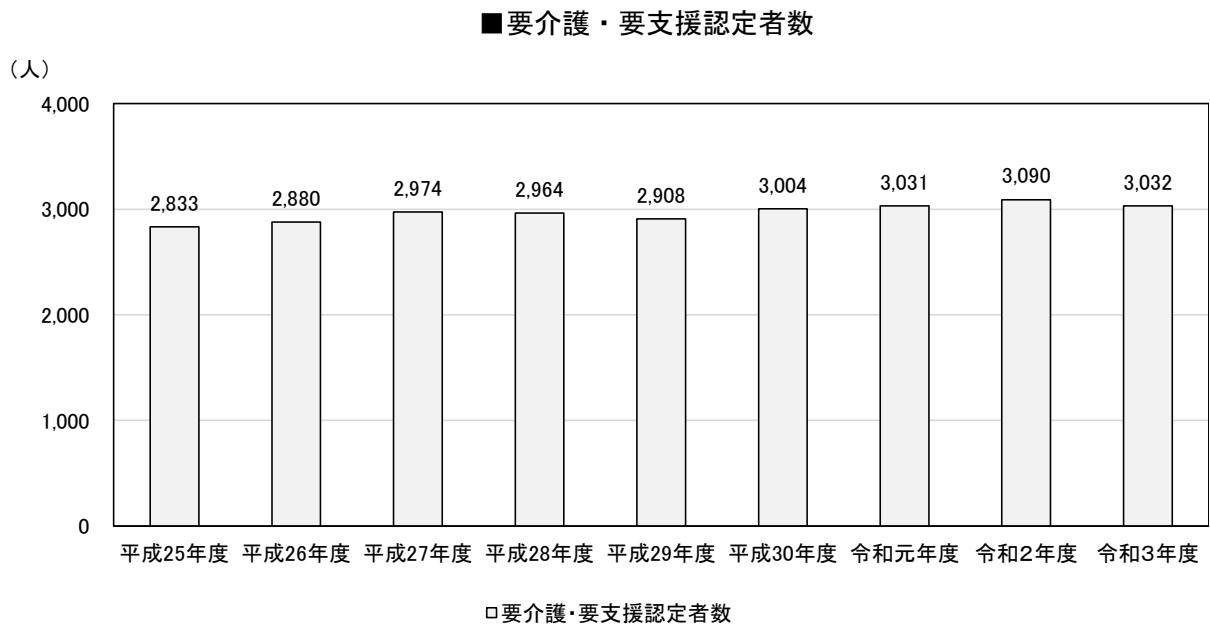
■全国、岐阜県、本市の世帯の家族類型



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 要介護・要支援認定者数

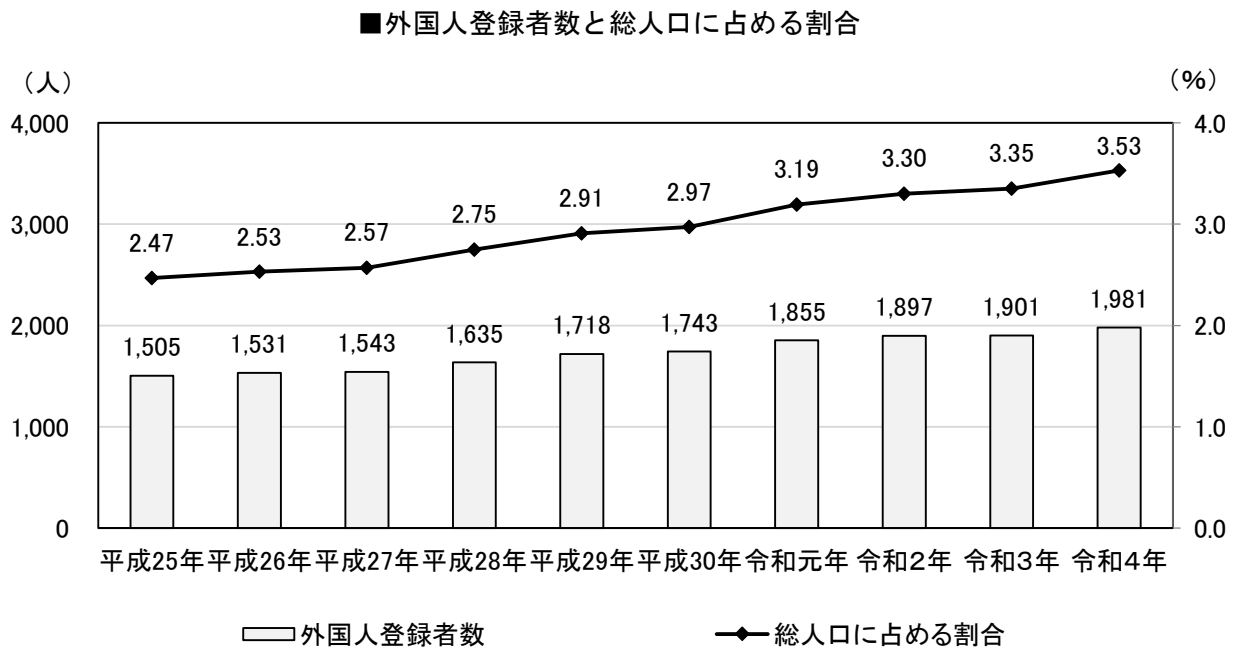
本市の要介護・要支援認定者数は、平成30年以降3,000人を超えて、増加していましたが、令和3年は減少に転じています。



資料：高齢介護課(令和3年度は見える化より抜粋)

(4) 外国人登録者数

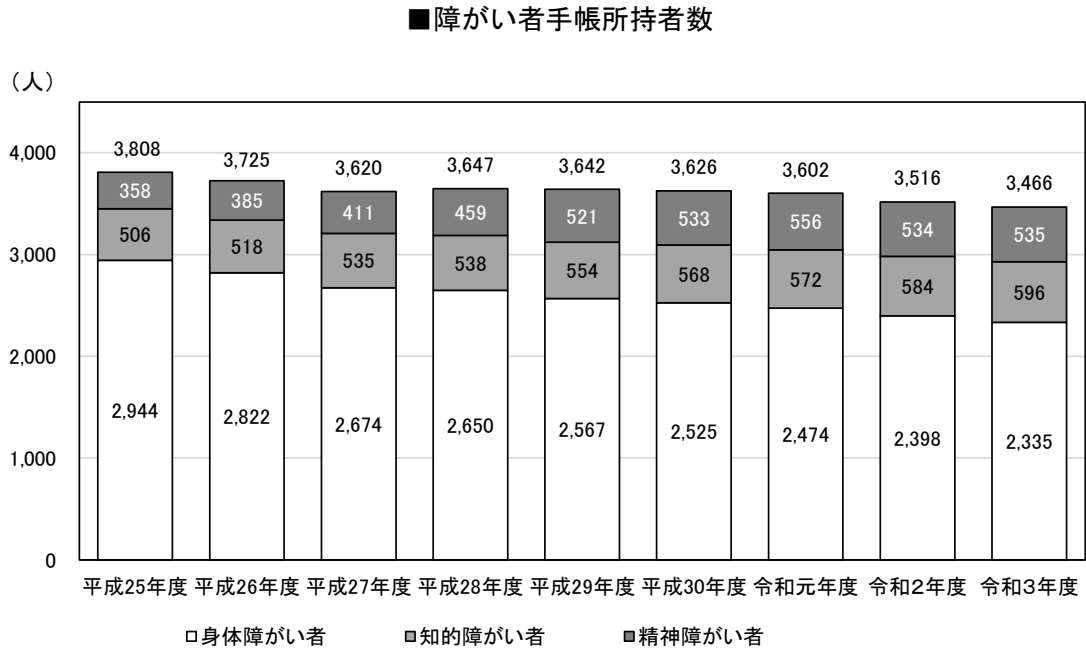
本市の外国人登録者数は、平成25年以降増加が続いており、令和3年には1,900人を超え、令和4年現在1,981人となっています。また、総人口に占める外国人の割合も年々高くなっており、令和4年は3.53%となっています。



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

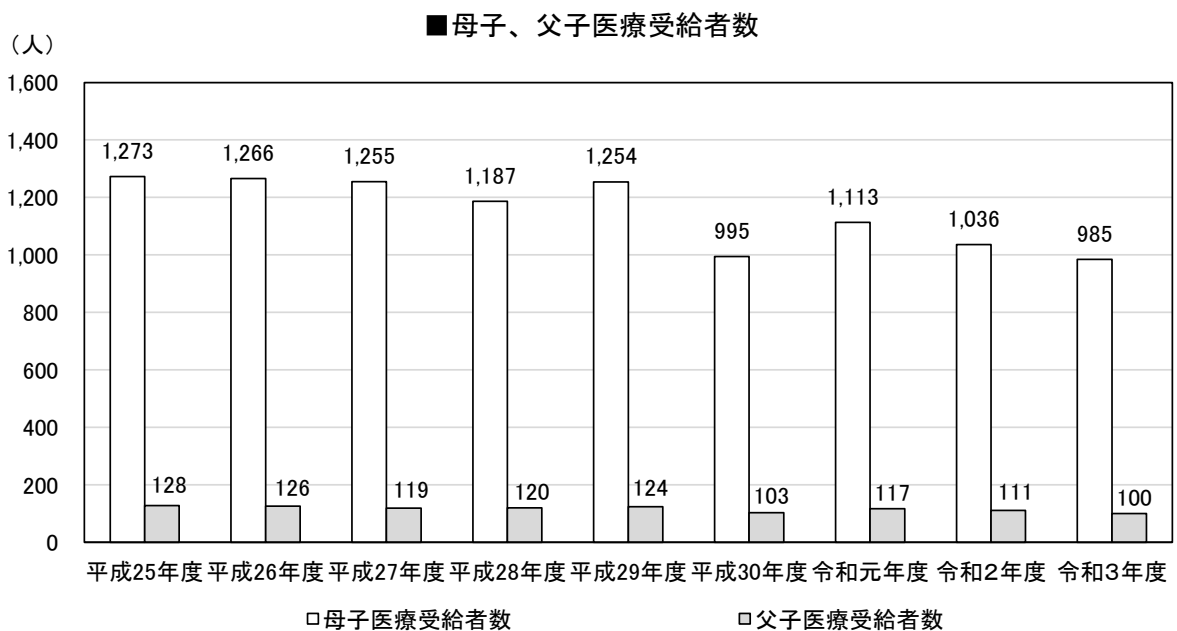
(5) 障がい者手帳所持者数

障がい者手帳所持者全体では、平成 28 年度以降減少しており、平成 3 年度は、全体で 3,466 人となっています。種別でみると身体障がい者は減少、知的障がい者は増加、精神障がい者は近年減少傾向となっています。



(6) 母子・父子医療受給者数

母子・父子医療受給者数は、平成 25 年度以降前年度を上回ることもありますが、全体としては減少しており、令和 3 年度は、母子医療受給者は 985 人、父子医療受給者数は、100 人となっています。



2 地域福祉を支える社会資源

(1) 地域の社会資源

① 社会福祉施設

市内には次のような社会福祉施設があります。それぞれの対象者別にその目的に従って設置されています。

■形態別社会福祉施設数

種 類		公的 施設	民間 施設	合計
介護等 関係施設 事業所	養護老人ホーム	1	0	1
	介護老人福祉施設	0	2	2
	介護老人保健施設	1	1	2
	介護療養型医療施設	0	0	0
	特定施設入居者生活介護事業所	0	1	1
	認知症対応型共同生活介護事業所	0	7	7
	介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	0	2	2
	居宅介護支援事業所	1	16	17
	介護予防支援事業所	2	2	4
	通所介護事業所	4	16	20
	地域密着型通所介護事業所	0	10	10
	通所リハビリテーション事業所	1	2	3
	訪問入浴介護事業所	0	1	1
	訪問リハビリテーション事業所	0	1	1
	訪問介護事業所	0	13	13
	訪問看護事業所	1	2	3
	福祉用具貸与事業所	0	6	6
	特定福祉用具販売事業所	0	6	6
	短期入所生活介護事業所	0	4	4
	短期入所療養介護事業所	1	0	1
計	12	92	104	
障がい者 支援関係 施設・事業所	地域活動支援センター	0	2	2
	指定障がい福祉サービス事業所(訪問系サービス)	0	5	5
	指定障がい福祉サービス事業所(日中活動サービス)	2	15	17
	指定障がい福祉サービス事業所(短期入所)	0	5	5
	指定障がい福祉サービス事業所(自立生活援助)	0	1	1
	指定障がい福祉サービス事業所(共同生活援助)	0	3	3
	指定障がい福祉サービス事業所(障がい者支援施設)	0	1	1
	指定障がい福祉サービス事業所(相談支援)	1	4	5
	指定障がい福祉サービス事業所(障がい児通所支援)	1	10	11
	指定障がい福祉サービス事業所(委託相談支援事業者)	0	2	2
	地域生活支援事業実施事業所(日中一時支援)	0	6	6
	地域生活支援事業実施事業所(訪問入浴サービス)	0	1	1
	地域生活支援事業実施事業所(移動支援)	0	2	2
	計	4	57	61

種 類		公的 施設	民間 施設	合計
児童福祉 関係施設 事業所	保育所（園）	6	2	8
	認定こども園	2	1	3
	小規模保育施設	0	3	3
	事業所内保育施設	0	1	1
	認可外保育所	0	1	1
	児童館・児童センター	5	0	5
	幼児療育センター	1	0	1
	放課後等デイサービス	0	10	10
	子育て支援センター	3	0	3
計		17	18	35
総計		33	167	200

資料：高齢介護課、福祉課、子育て支援課（令和4年4月1日現在）
※市・社会福祉協議会が実施している事業を公的施設とした

② 公共施設

市内には次のような公共施設があります。設置してある地域の利用者を対象としている施設や全市民を対象としている施設など、その施設の目的に従って利用者の拡大を図っています。

■地区別公共施設分布一覧

	公民館	保育園	認定 こども園	幼稚園	児童館・ 児童 センター	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	社会福祉 協議会 支部
土岐津	1	2	1	1	1	1	1	1	0	1
下 石	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1
妻 木	1	1		1	0			1	0	0
鶴 里	1	0	1	0	0	1	1	0	0	1
曾 木	1	0		0	0			0	0	0
駄 知	1	1	0	1	1	1	1	0	0	1
肥 田	1	1	0	1	1	1	1	0	0	1
泉	1	3	0	1	1	1	1	1	1	1
泉 西	1		0	1	0			1	0	0
合 計	9	8	3	6	5	8	6	3	1	9

資料：子育て支援課（令和4年4月1日現在）
※保育園は私立を含む

(2) 社会福祉協議会の活動

土岐市社会福祉協議会は、「心のふれあうまちづくり」を目指すことを基本理念として、地域福祉事業を中心に活動しています。

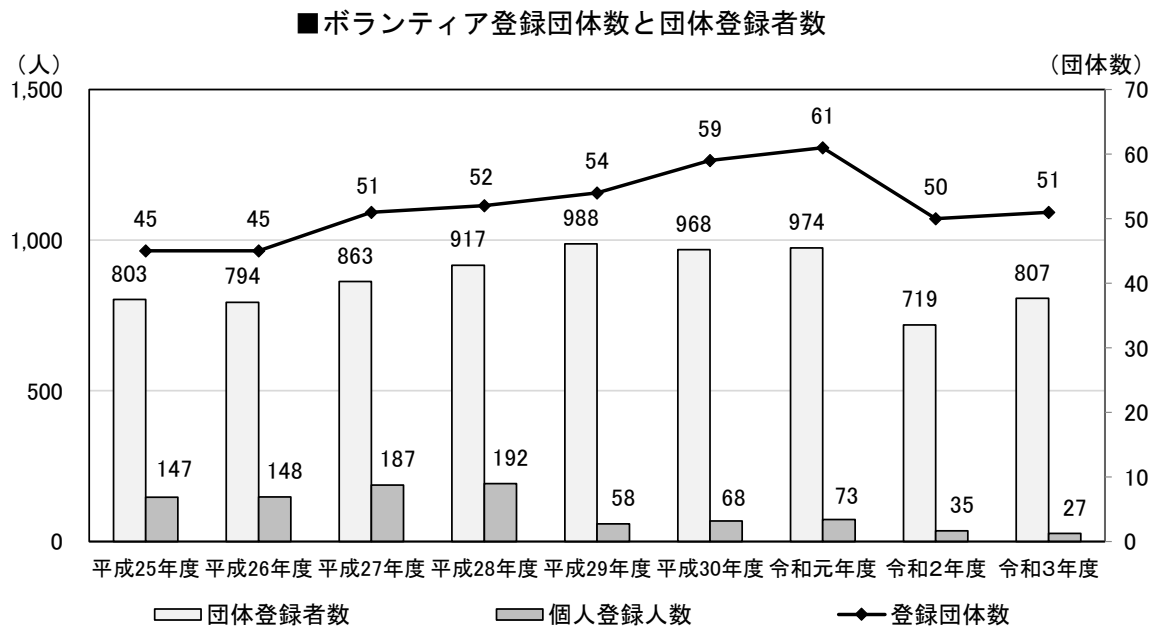
■活動内容

◆地域福祉事業 (1) 各町社協活動の支援・ 地域活性ふれあい事業の推進 (2) 福祉関係団体への支援 (3) ふれあい・いきいきサロン運営支援 (4) 日常生活自立支援事業 (5) 友愛訪問事業の推進 (6) 福祉関係職員等研修	◆障害福祉事業 (1) 在宅重度心身障がい児 クリスマスプレゼント事業 (2) 生活介護事業 (3) 児童発達支援事業 (4) 就労継続支援B型事業 (5) 指定障害児相談支援事業
◆ボランティアセンター事業 (1) ボランティア講座の開催及び推進 (2) 福祉協力校事業の推進 (3) ボランティアグループの育成 (4) ボランティア保険加入促進 (5) 福祉体験学習事業 (6) 自主防災活動に関する講座及び推進	◆広報啓発活動 (1) 土岐市社会福祉大会 (2) 土岐市福祉まつり (3) 福祉だよりの発行 (4) その他広報活動
◆児童・母子・父子福祉事業 (1) 母子・父子福祉センター事業 (2) ひとり親家庭児童学習支援事業 (3) 児童館・センター事業（5か所） (4) 子育て支援センター事業（3か所）	◆援護・相談活動 (1) 生活福祉資金貸付事務受託 (2) 生活困窮者自立支援事業 (3) 機器貸出事業 (4) 共同募金運動協力 (5) 歳末たすけあい援護事業
◆老人福祉事業 (1) 老人福祉センター事業 (2) 居宅介護支援事業 (3) 通所介護事業 (4) 要介護(要支援)認定調査事業 (5) 新規及び変更要介護(要支援)認定調査事業 (6) 地域包括支援センター事業 (7) 家族介護支援事業	◆施設管理

資料：社会福祉協議会

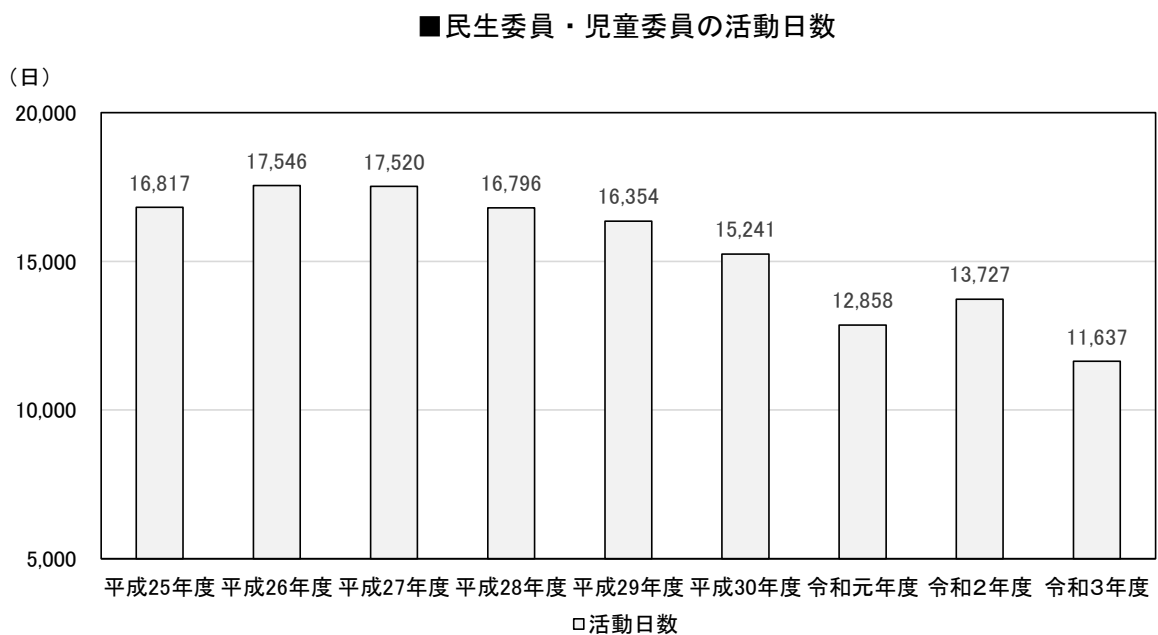
(3) ボランティア登録団体数と団体登録者数

ボランティア登録団体数・団体登録者数は、令和3年度は51団体、807人と前年をわずかに上回っていますが、近年においては減少傾向となっています。



(4) 民生委員・児童委員※の活動

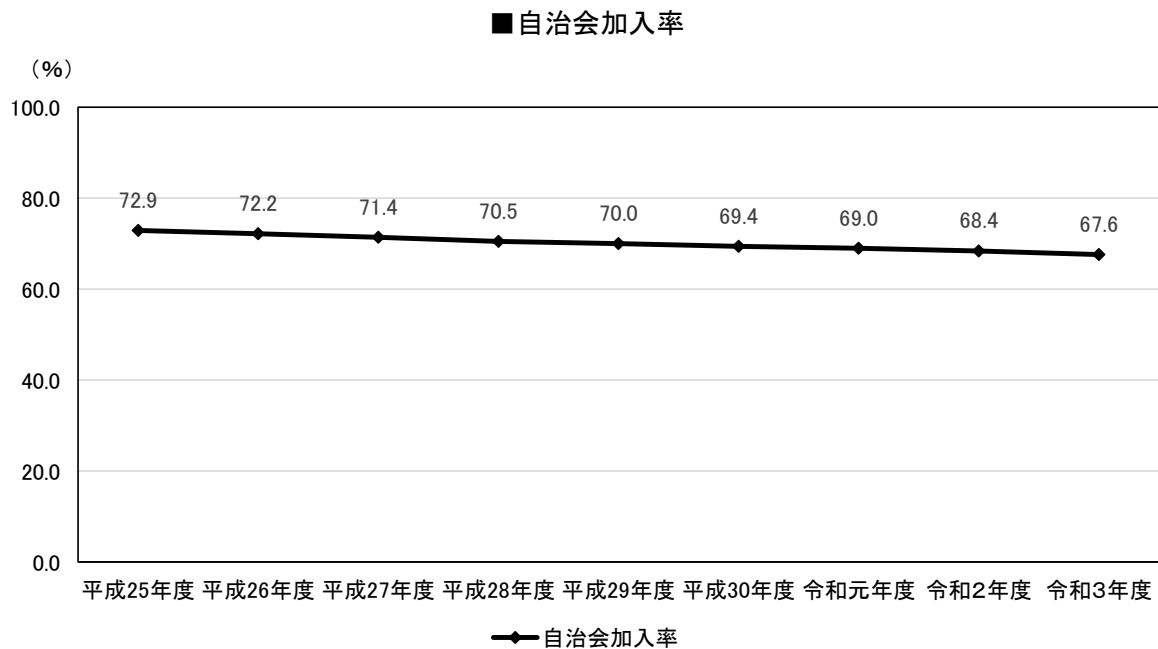
民生委員・児童委員の活動日数は、平成26年度をピークに減少傾向が続いており、令和3年度は、11,637日となっています。



※民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間の奉仕者。厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。また、児童福祉法による児童委員を兼務する。

(5) 自治会の状況

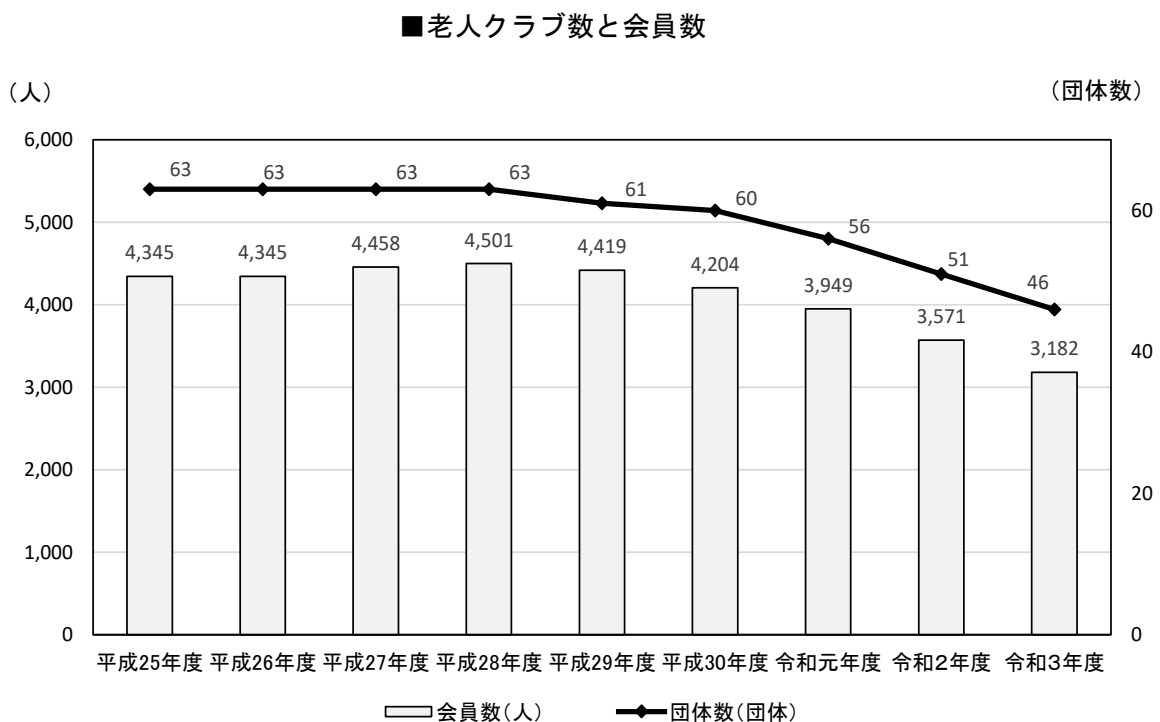
自治会加入率は、平成30年度に7割を割り込み、その後も減少が続いており、令和3年度は67.6%となっています。



資料：まちづくり推進課(各年度末)

(6) 老人クラブの状況

老人クラブ数、会員数ともに、平成28年以降減少が続いており、令和3年度は46団体、3,182人となっています。



資料：高齢介護課(各年度末)

3 やさしいまちづくりに向けたアンケート調査の概要

① 調査目的

市民や市内で地域福祉活動に関わる各種団体を対象に、地域における困りごと、地域活動の状況などを把握し、本計画を策定するための基礎資料とするために市民の皆さまに「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」、地域福祉活動団体に「団体アンケート調査」を実施しました。

② 調査対象

- ・市民：18歳以上の市民の中から無作為抽出
- ・団体：市内の地域福祉活動に関わる団体

③ 調査期間

- ・市民：令和3年12月1日～12月17日
- ・団体：令和3年11月～12月

④ 調査方法

- ・市民：郵送による配布・回収
- ・団体：郵送・メールによる配布・回収

⑤ 回収状況

対象	配布数	回収数	回収率
市民	2,000票	669票	33.5%
団体		117票	

⑥ 調査結果を読む際の留意点

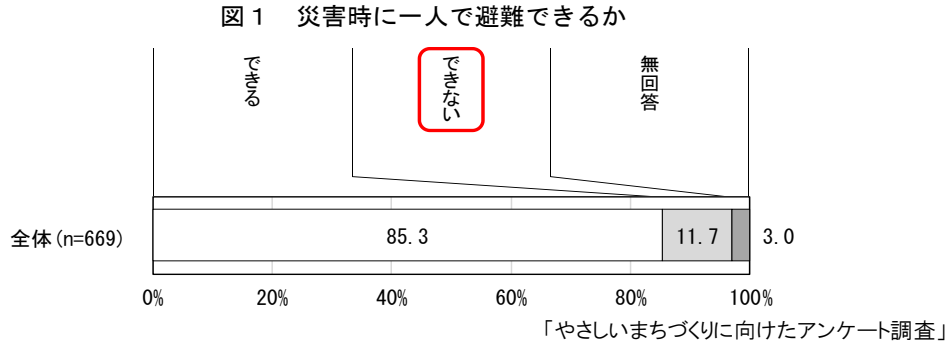
- 図表中の「n」は、設問への回答者数を表しています。
- 図表中の数値は、特に断りのある場合を除き、いずれも回答率(%)で表示しています。
- 回答率(%)は、すべて小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までを表示していますが、単数回答は回答率の合計が100.0%になるよう調整している場合があります。また、複数回答は回答率が100.0%を超える場合があります。

※やさしいまちづくりに向けたアンケート調査では、199人の市民の皆さまから様々なご意見をいただきました。また、各団体から課題と感じていることをお聞きました。主なご意見は、巻末の参考資料をご参照ください。

(1) 主な調査結果

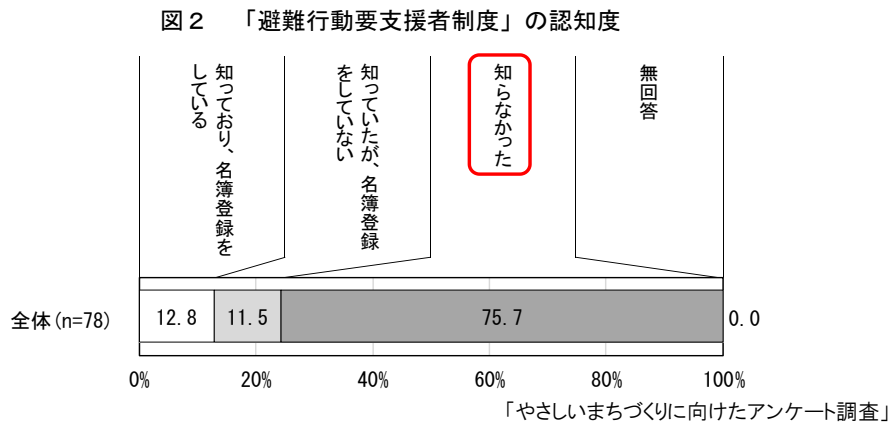
●災害時に一人で避難できるか

■「できない」が1割強



●「避難行動要支援者制度」の認知度

■「知らなかった」が7割台半ばを占める



●地域での手助けについて

■「今後できる」は全ての地区で“⑩災害時・緊急時の手助け”が高い

■「今後してもらいたい」は“⑩災害時・緊急時の手助け”が4割強と高い

図3 「今後手助けできること」／地区別

	土岐津 n=88	下石 n=88	妻木 n=82	鶴里 n=59	曾木 n=50	駄知 n=69	肥田 n=79	泉 n=140
①安否確認の声かけ	19.3	21.6	18.3	28.8	26.0	18.8	26.6	25.7
②話し相手	18.2	18.2	18.3	18.6	20.0	20.3	22.8	19.3
③困りごとなどの相談	11.4	20.5	11.0	16.9	20.0	15.9	19.0	17.9
④日用品などのちょっとした買い物	11.4	13.6	9.8	22.0	20.0	14.5	22.8	19.3
⑤電球交換・庭の手入れなどの作業	10.2	13.6	6.1	13.6	20.0	13.0	15.2	10.7
⑥ごみ出し・掃除や洗濯などの家事	6.8	13.6	8.5	20.3	14.0	13.0	16.5	14.3
⑦食事づくり	2.3	4.5	2.4	11.9	6.0	5.8	3.8	7.9
⑧短時間の子どもの預かり	5.7	6.8	4.9	11.9	12.0	11.6	10.1	9.3
⑨外出の付き添い	11.4	9.1	8.5	22.0	12.0	13.0	12.7	11.4
⑩災害時・緊急時の手助け	34.1	35.2	23.2	42.4	38.0	33.3	41.7	35.0

「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

図4 「今後手助けしてもらいたいこと」／地区別

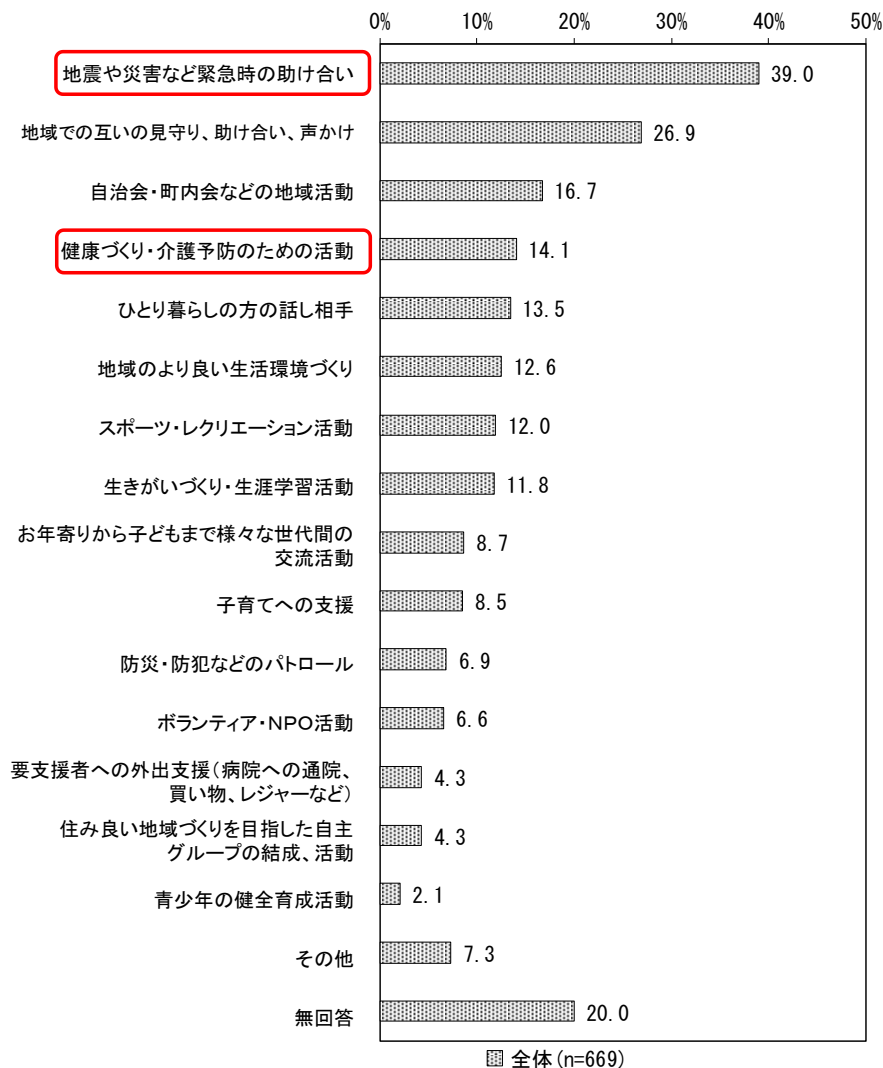
	土岐津 n=88	下石 n=88	妻木 n=82	鶴里 n=59	曾木 n=50	駄知 n=69	肥田 n=79	泉 n=140
①安否確認の声かけ	22.7	26.1	20.7	32.2	28.0	27.5	35.4	33.6
②話し相手	13.6	18.2	9.8	22.0	22.0	5.8	21.5	17.9
③困りごとなどの相談	21.6	23.9	12.2	25.4	26.0	15.9	29.1	26.4
④日用品などのちょっとした買い物	11.4	10.2	4.9	20.3	18.0	15.9	13.9	12.9
⑤電球交換・庭の手入れなどの作業	13.6	12.5	4.9	22.0	20.0	21.7	17.7	14.3
⑥ごみ出し・掃除や洗濯などの家事	12.5	9.1	4.9	16.9	12.0	15.9	13.9	10.7
⑦食事づくり	8.0	6.8	7.3	11.9	12.0	8.7	11.4	8.6
⑧短時間の子どもの預かり	0.0	8.0	3.7	5.1	6.0	5.8	5.1	2.9
⑨外出の付き添い	12.5	8.0	8.5	8.5	6.0	14.5	12.7	5.7
⑩災害時・緊急時の手助け	44.4	42.1	29.3	45.8	36.0	39.2	45.5	47.9

「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

●自分自身で今後取り組みたい活動

- 「地震や災害など緊急時の助け合い」が4割弱と最も高い
- 「健康づくり・介護予防のための活動」は、4番目に高い

図5 今後取り組みたい活動



「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

●地区の課題

■「災害が発生した際の防災活動」が5割強と高い

図6 地区の課題（上位5位）／主な活動地区・主な活動分野

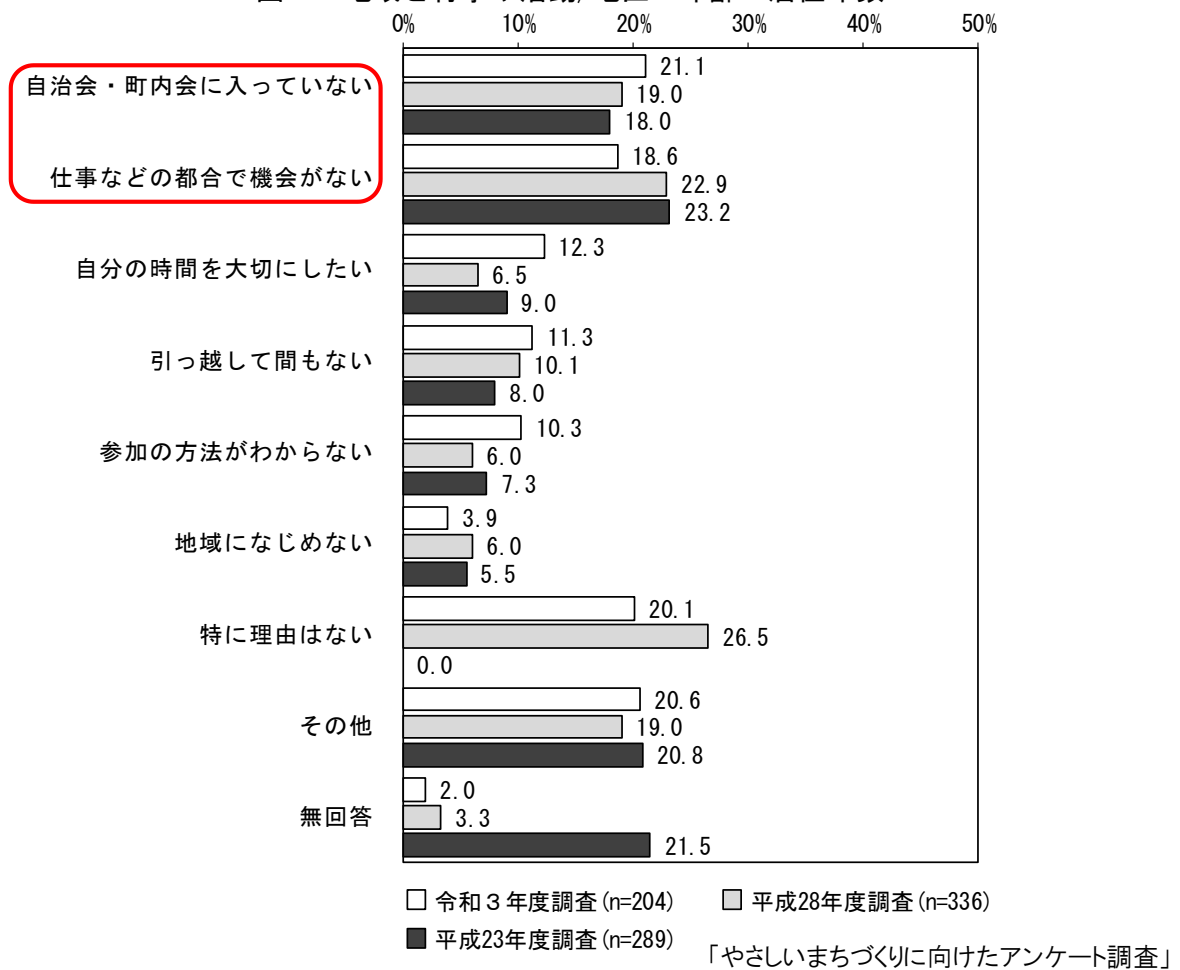
	n (回答者数)	1位	2位	3位	4位	5位
全体	117	災害が発生した際の防災活動 53.8	高齢者の生きがいがいく り 48.7	障がいのある人に対する 地域の理解 41.9	高齢者世帯の生活支援 38.5	ひとり親家庭の子育て 支援 35.9
主な活動地区	土岐津	23 高齢者の生きがいがいく り 56.5	困ったときの相談体制 の整備 56.5	共働き家庭の子育て支 援 52.2	障がいのある人に対す る地域の理解 47.8	ひとり親家庭の子育て 支援・高齢者世帯の生 活支援・災害が発生し た際の防災活動 43.5
	下石	17 障がいのある人に対す る地域の理解 64.7	災害が発生した際の防 災活動 64.7	高齢者の生きがいがいく り 47.1	高齢者の介護者への支 援 47.1	困ったときの相談体制 の整備 47.1
	妻木	14 災害が発生した際の防 災活動 71.4	高齢者の生きがいがいく り 64.3	障がいのある人に対す る地域の理解 64.3	ひとり親家庭の子育て 支援 50.0	高齢者の介護者への支 援・困ったときの相談 体制の整備 42.9
	鶴里	4 高齢者の生きがいがいく り 100.0	災害が発生した際の防 災活動 100.0	ひとり親家庭の子育て 支援 75.0	共働き家庭の子育て支 援 75.0	高齢者の介護者への支 援 75.0
	曾木	6 高齢者世帯の生活支援 83.3	高齢者の生きがいがいく り 66.7	ひとり親家庭の子育て 支援 50.0	高齢者の介護者への支 援 50.0	災害が発生した際の防 災活動・ひきこもり状 態など地域で孤立して いる方への支援 50.0
	駄知	17 災害が発生した際の防 災活動 64.7	ひとり親家庭の子育て 支援 52.9	高齢者世帯の生活支援 52.9	困ったときの相談体制 の整備 52.9	障がいのある人に対す る地域の理解 47.1
	肥田	17 災害が発生した際の防 災活動 70.6	共働き家庭の子育て支 援 58.8	高齢者の生きがいがいく り 58.8	高齢者の介護者への支 援 52.9	ひとり親家庭の子育て 支援・障がいのある人 に対する地域の理解 47.1
	泉	35 災害が発生した際の防 災活動 57.1	高齢者の生きがいがいく り 51.4	ひとり親家庭の子育て 支援 48.6	共働き家庭の子育て支 援 42.9	高齢者世帯の生活支援 42.9
	特に活動地区 を限定してい ない	18 障がいのある人の親亡 き後の支援 66.7	障がいのある人に対す る地域の理解 61.1	高齢者の生きがいがいく り 44.4	高齢者の介護者への支 援 44.4	生活困窮者への支援 44.4
	主な活動分野	子ども・子育て	36 災害が発生した際の防 災活動 63.9	高齢者の生きがいがいく り 52.8	共働き家庭の子育て支 援 47.2	ひとり親家庭の子育て 支援 41.7
高齢者福祉		49 高齢者の生きがいがいく り 61.2	高齢者世帯の生活支援 57.1	災害が発生した際の防 災活動 55.1	高齢者の介護者への支 援 53.1	孤立（孤独死）防止対 策 44.9
障がい者福祉		15 障がいのある人の親亡 き後の支援 66.7	障がいのある人に対す る地域の理解 53.3	災害が発生した際の防 災活動 53.3	ひきこもり状態など地 域で孤立している方へ の支援 53.3	高齢者の生きがいがいく り・高齢者世帯の生活 支援・生活困窮者への 支援・困ったときの相 談体制の整備 46.7
教育		23 ひとり親家庭の子育て 支援 69.6	災害が発生した際の防 災活動 65.2	外国人市民の地域での 生活に対する支援 56.5	共働き家庭の子育て支 援 52.2	高齢者の生きがいがいく り 52.2
文化・スポー ツ		15 孤立（孤独死）防止対 策 60.0	困ったときの相談体制 の整備 53.3	高齢者の生きがいがいく り 46.7	高齢者世帯の生活支援 46.7	障がいのある人に対す る地域の理解 40.0
心身の健康・ ひきこもり支 援等		23 高齢者の生きがいがいく り 65.2	高齢者世帯の生活支援 52.2	災害が発生した際の防 災活動 52.2	孤立（孤独死）防止対 策 47.8	高齢者の介護者への支 援・困ったときの相談 体制の整備 47.8
まちづくり (環境・防犯 等)		35 災害が発生した際の防 災活動 62.9	高齢者の生きがいがいく り 60.0	障がいのある人に対す る地域の理解 42.9	孤立（孤独死）防止対 策 40.0	住民同士のつながりの 欠如 40.0

「団体アンケート調査」

●地域の行事や活動に参加しない理由

■「自治会・町内会に入っていない」、「仕事などの都合で機会がない」が2割前後と高い

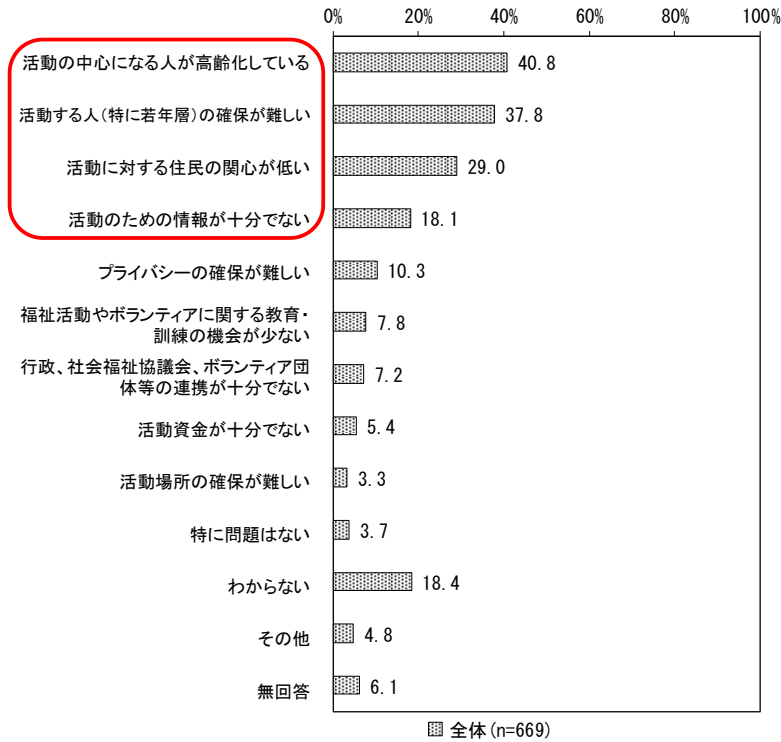
図7 地域と行事や活動/地区・年齢・居住年数



●地域の活動における問題点

- 「活動の中心になる人が高齢化している」が約4割と最も高く、次いで「活動する人(特に若年層)の確保が難しい」、「活動に対する住民の関心が低い」、「活動のための情報が十分でない」の順となっている

図8 地域活動の問題点

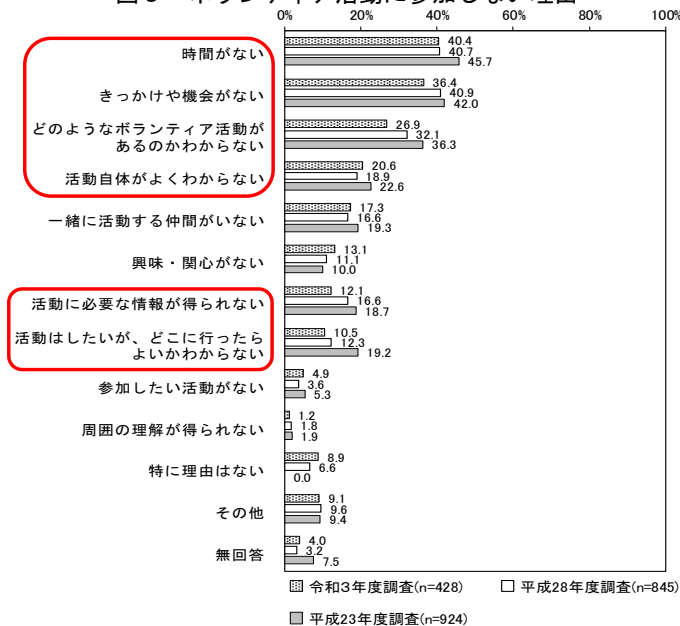


「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

●ボランティア活動に参加しない理由

- 「時間がない」が約4割と最も高いが、「どのようなボランティア活動があるのかわからない」、「活動自体がよくわからない」、「活動に必要な情報が得られない」等の情報不足の回答も高い

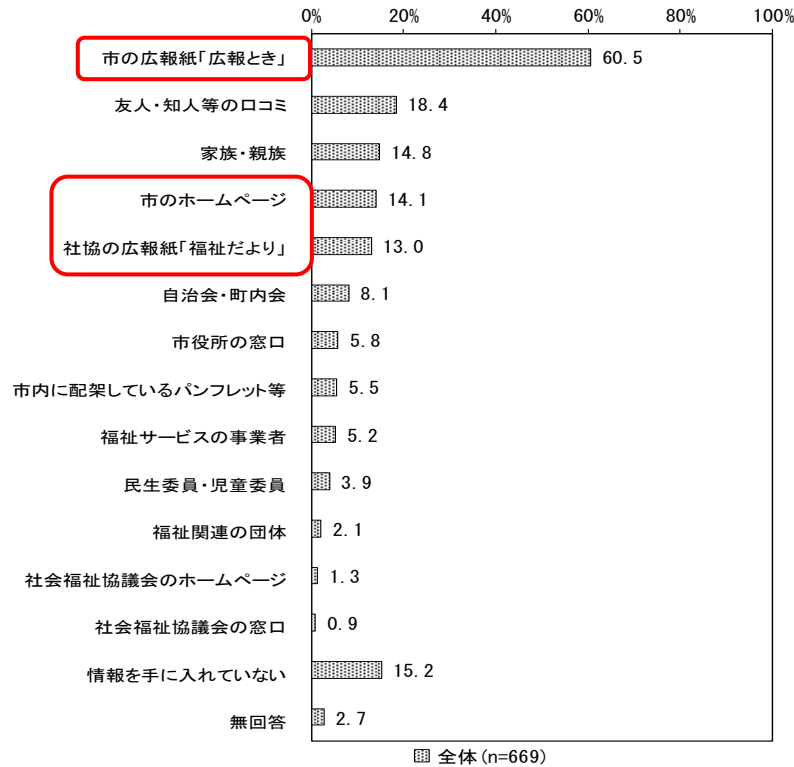
図9 ボランティア活動に参加しない理由



●福祉に関する情報の入手先

■「市の広報紙『広報とき』」が約6割と最も高く、「市のホームページ」、「社協の広報紙『福祉だより』」など、行政等の情報媒体からの入手が高い

図 10 福祉に関する情報の入手先

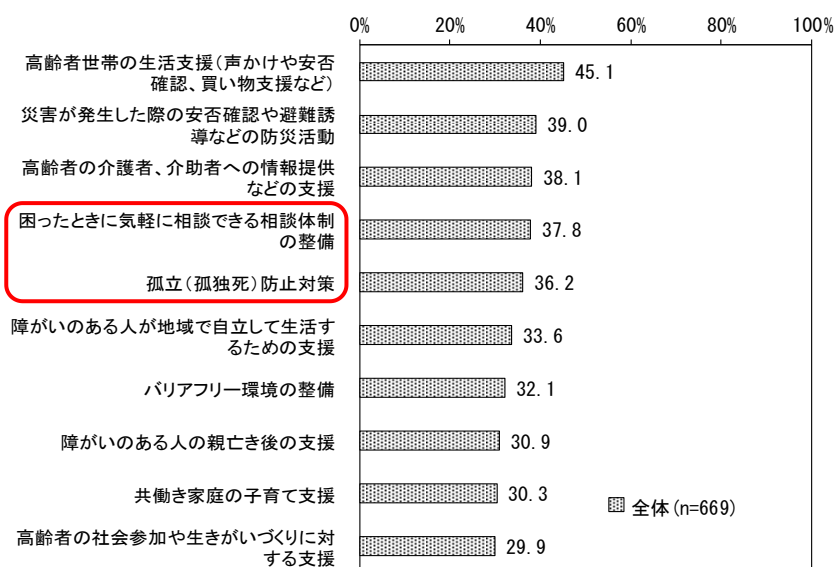


「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

●地域の課題

■「困ったときに気軽に相談できる相談体制の整備」、「孤立（孤独死）防止対策」が4割弱と4番目、5番目に高い

図 11 地域の課題

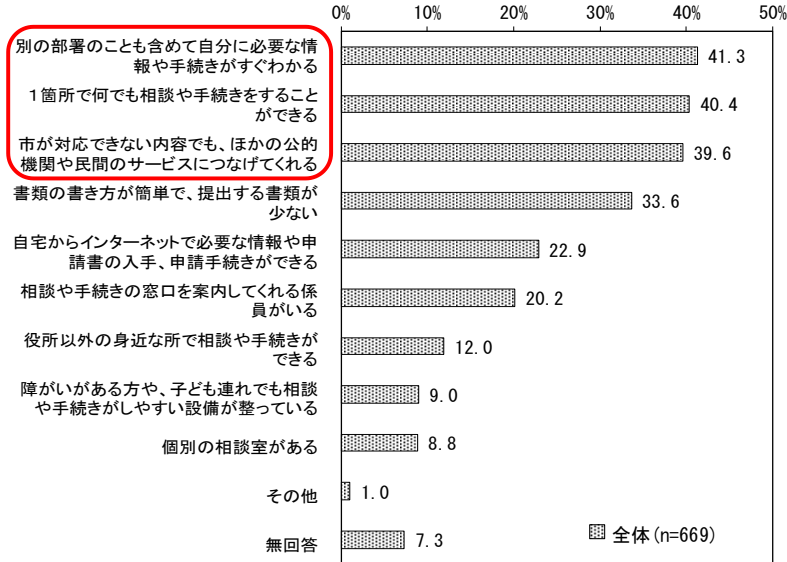


「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

●市の窓口へ求めること

- 「別の部署のことも含めて自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」、「1箇所でも相談や手続きをすることができる」、「市が対応できない内容でも、ほかの公的機関や民間のサービスにつなげてくれる」が4割前後と高い

図12 市の相談窓口へ求めること

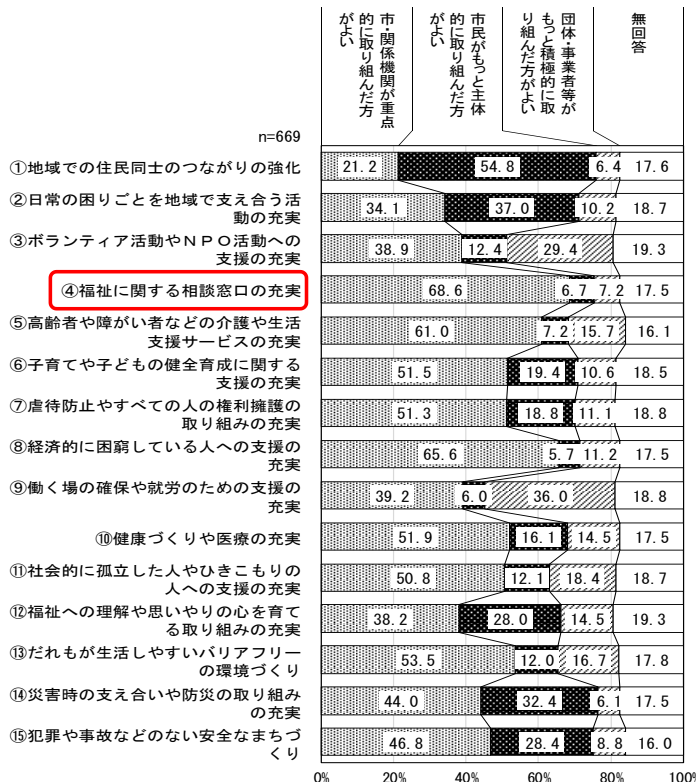


「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

●地域福祉を推進するための取組方法

- 「市・関係機関が重点的に取り組んだ方がよい」が最も高いのは「④福祉に関する相談窓口の充実」

図13 地域福祉の推進主体



「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

■ひきこもり状態の方の推計値について

今回の調査で、ひきこもり状態の方（仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態）がいると回答した方は11名おり、複数名と回答した方もいたことから、該当者は合計で16名となっています。

今回の回答者数（669人）と該当者数（16人）から、各年齢の出現率を算出すると、下表のとおりで、この年齢別の出現率からひきこもり状態の方の人数を推計すると、市内には165人程度のひきこもり状態の方がいると想定されます。

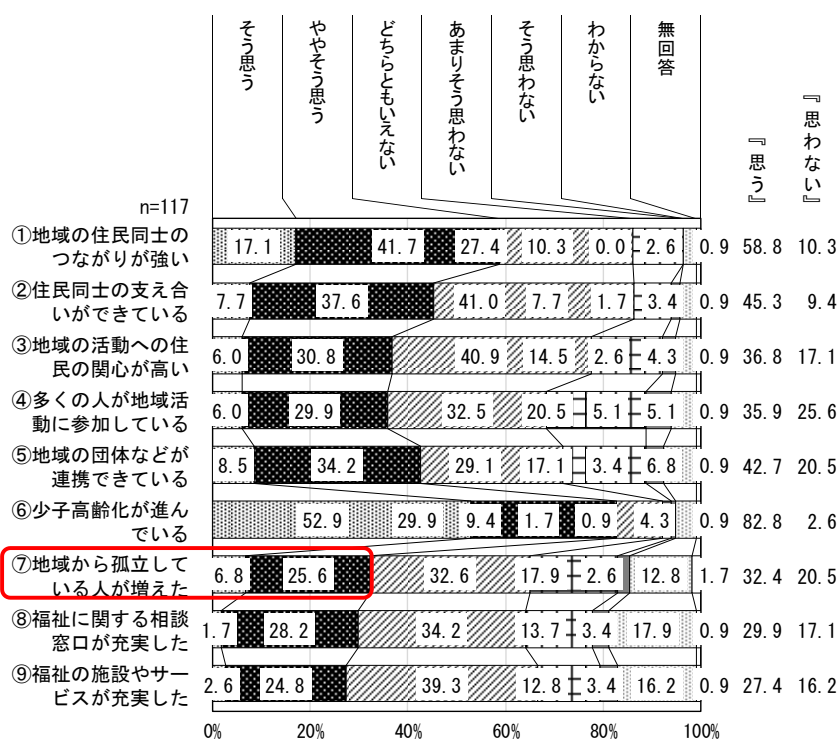
❖出現率		推計	❖推計値		
年齢	出現率		年齢	人口（人）	推計値（人）
10歳代	0.0015	→	10歳代	5,056	8
20歳代	0.0030		20歳代	5,125	15
30歳代	0.0		30歳代	5,533	0
40歳代	0.0		40歳代	7,404	0
50歳代	0.0030		50歳代	7,690	23
60歳代	0.0060		60歳代	7,180	43
70歳代	0.0045		70歳代	8,147	37
80歳以上	0.0060		80歳以上	6,547	39
			合計	52,682	165

※人口は、調査期間と時期に近い令和3年11月末日のデータを使用しています。

●主な地域活動の状況

■「地域から孤立している人が増えた」が3割強

図14 主な地域活動の状況

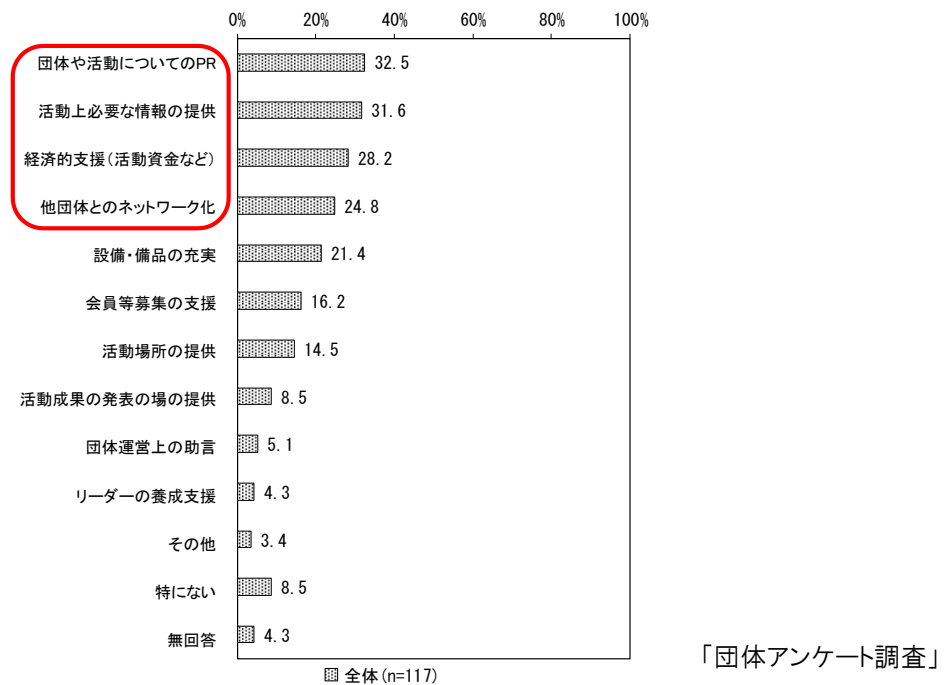


「団体アンケート調査」

●市・社会福祉協議会からの必要な支援

- 「団体や活動についてのPR」が3割強と最も高く、次いで「活動上必要な情報の提供」、「経済的支援(活動資金など)」、「他団体とのネットワーク化」の順となっている

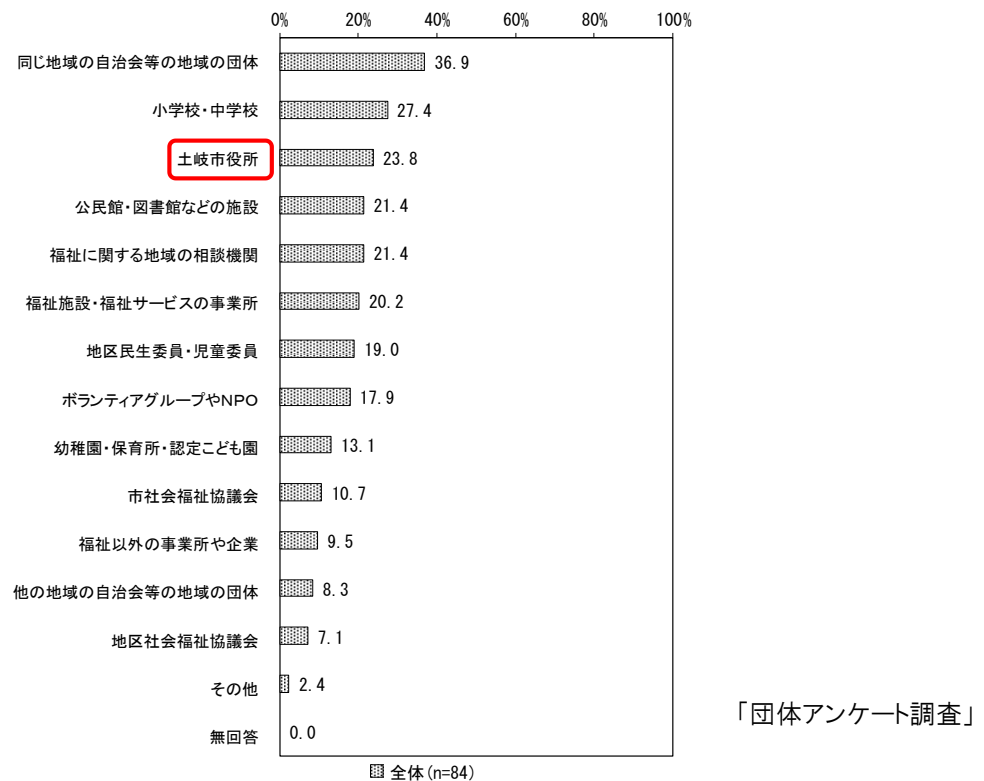
図 15 市・社会福祉協議会からの必要な支援



●他団体や施設・事業所など連携を強化したい対象

- 「市役所」が23.8%と3番目に高い

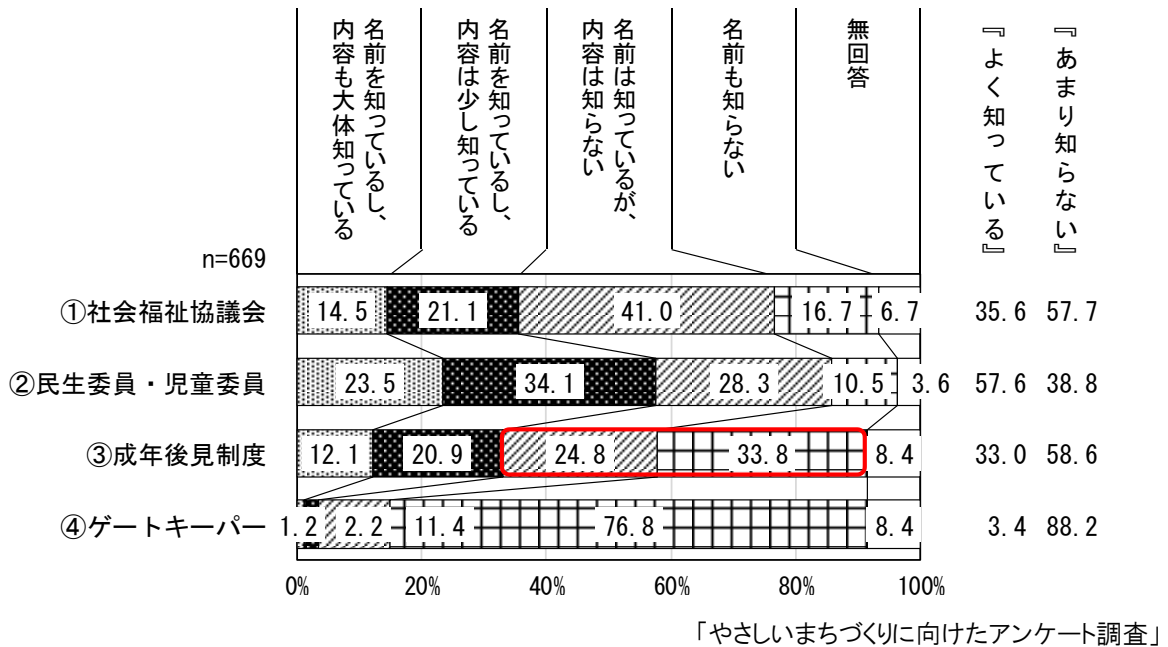
図 16 市・社会福祉協議会からの必要な支援



●地域福祉に関する認知度

■成年後見制度について、「名前は知っているが、内容は知らない」、「名前も知らない」を合わせた『あまり知らない』は6割弱

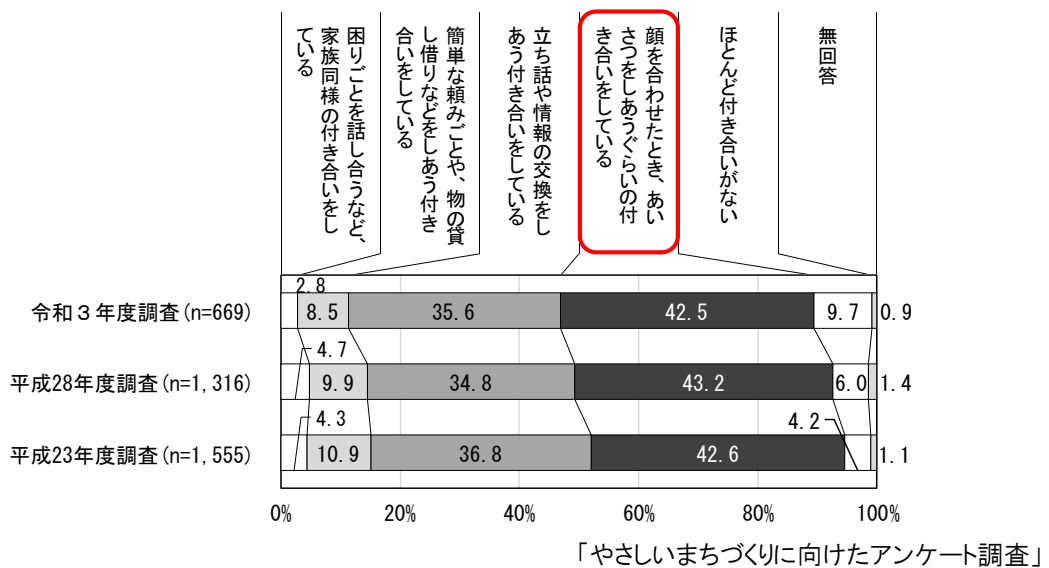
図 17 地域福祉に関する認知度



●現状の近所付き合い

■「顔を合わせたとき、あいさつをしあうぐらいの付き合いをしている」が4割強を占める

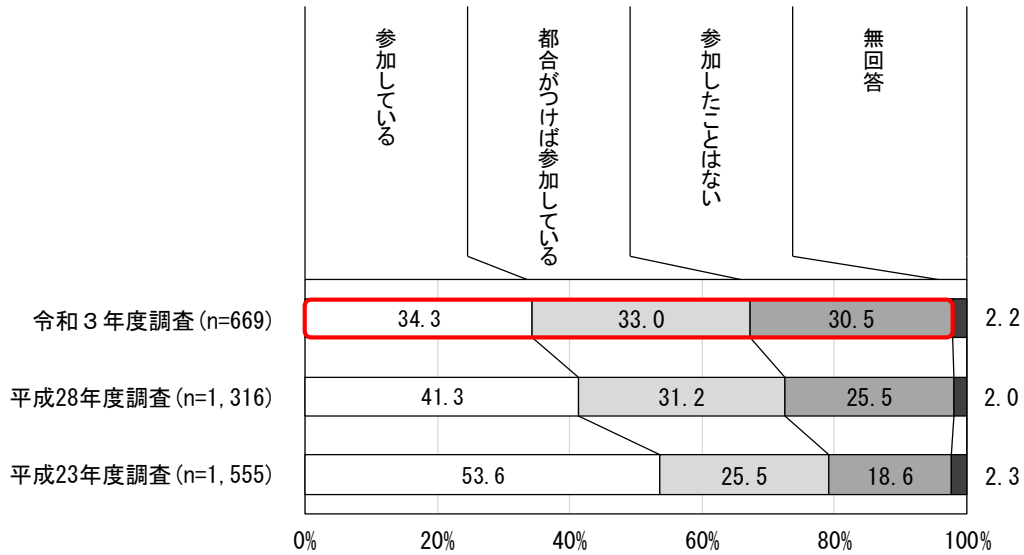
図 18 現状の近所付き合い



●地域の行事や活動

■「参加している」「都合がつけば参加している」「参加したことはない」がいずれも3割台

図 19 地域の行事や活動

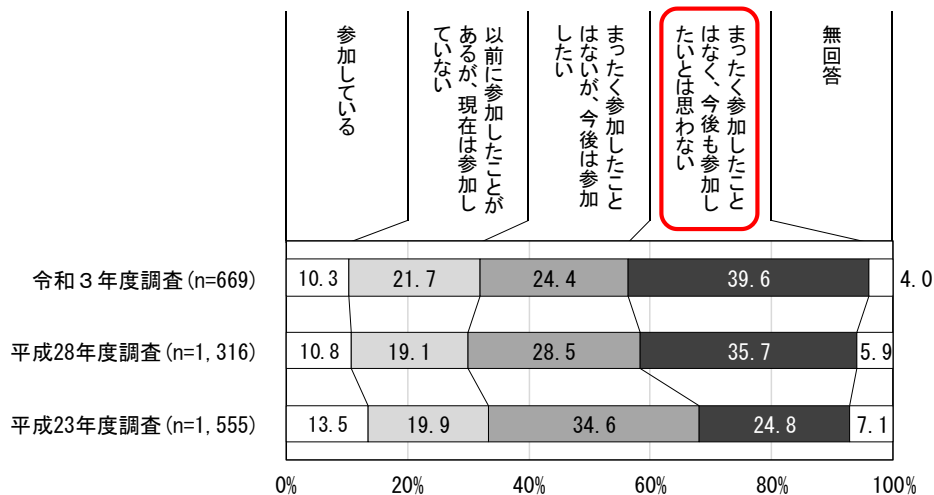


「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

●ボランティア活動への参加状況

■「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が4割弱

図 20 ボランティア活動への参加



「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

■ 「現状の近所付き合い」と「今後の近所付き合い」との比較

現状と今後を比較すると、現状よりも未来はより支え合いに近い近所付き合いを望んでいる方が多くなっています。

図 21 「現状の近所付き合い」と「今後の近所付き合い」との比較

単位：%

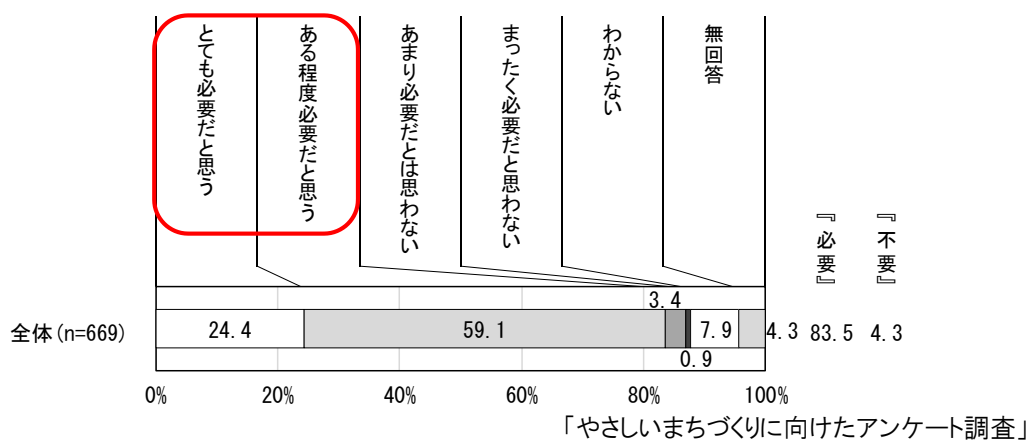
	現状	今後	現状から今後
困りごとを話し合うなど、家族同様の付き合い	2.8	4.5	↑ 上昇
簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをしあう付き合い	8.5	15.1	↑ 上昇
立ち話や情報の交換をしあう付き合い	35.6	40.0	↑ 上昇
顔を合わせたとき、あいさつをしあうぐらいの付き合い	42.5	34.8	↓ 低下
ほとんど付き合いがない（付き合いたくない）	9.7	4.3	↓ 低下

「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

● 支え合いや助け合いは必要かどうか

■ 『必要』が8割強を占める

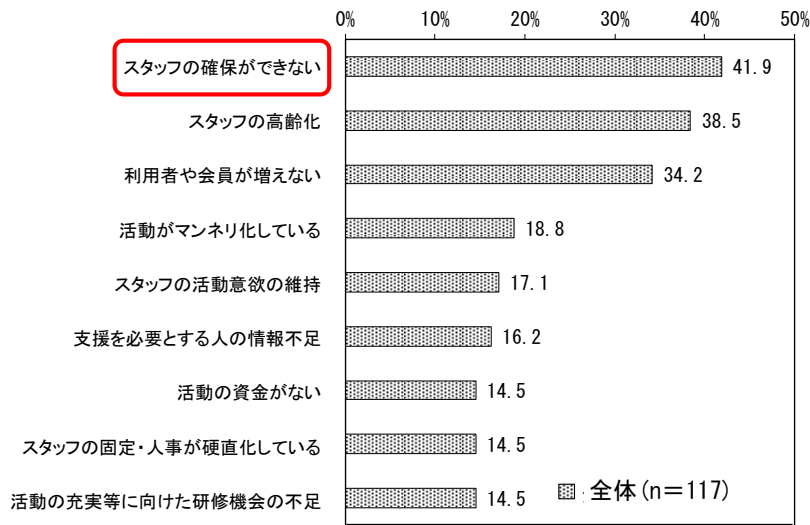
図 22 支え合い助け合いは必要かどうか



●地域福祉活動にあたって困っていること

■「スタッフの確保ができない」が4割強と高い

図 23 地域福祉活動にあたって困っていること

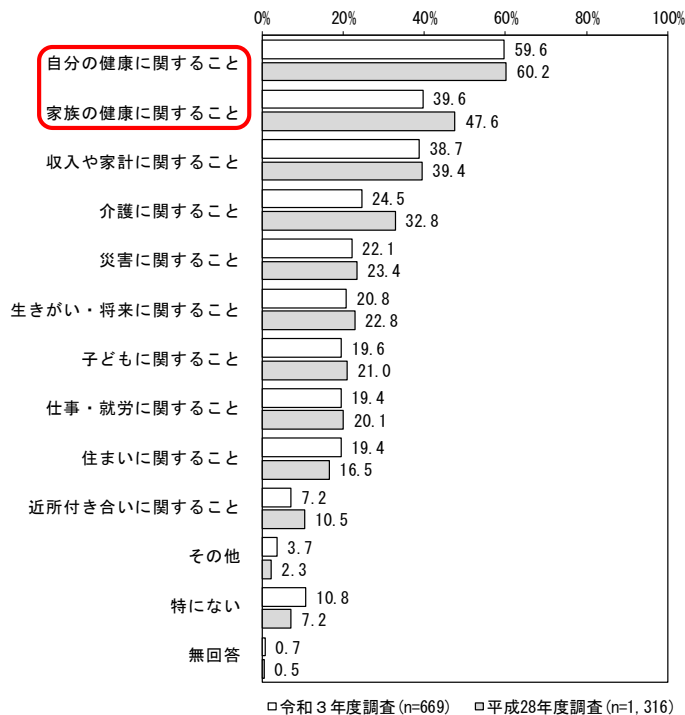


「団体アンケート調査」

●悩みや不安

■「自分の健康に関すること」「家族の健康に関すること」「収入や家計に関すること」が3割以上

図 24 悩みや不安

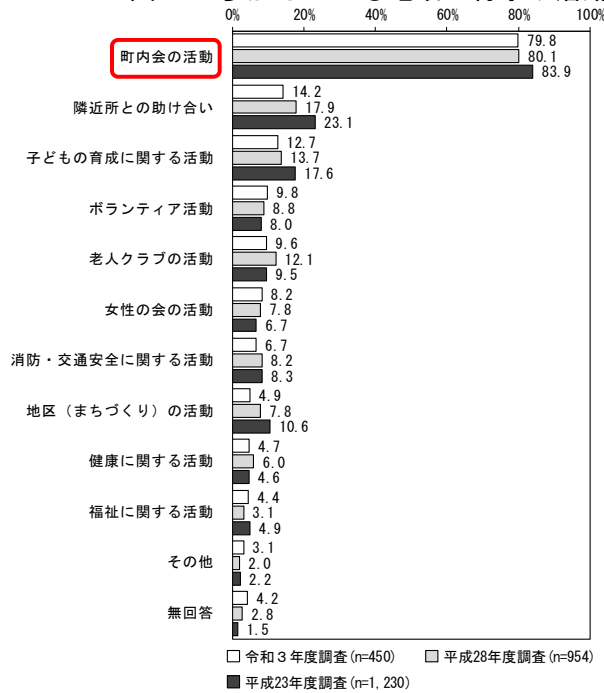


「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

●参加している地域の行事や活動について

■「町内会の活動」が8割弱と特に高い

図 25 参加している地域の行事や活動

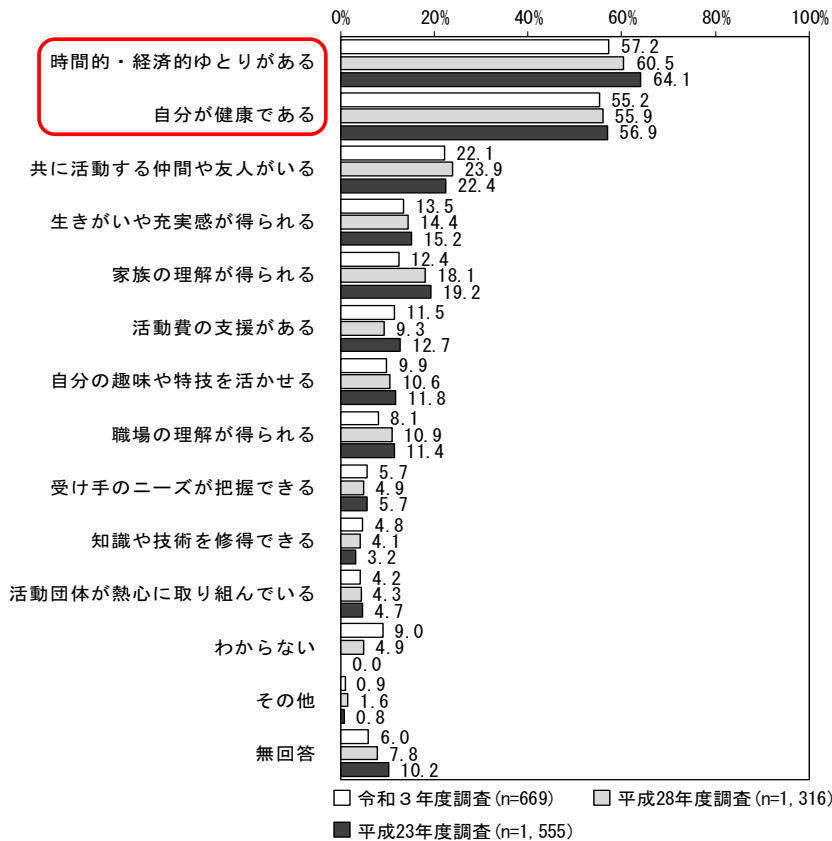


「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

●ボランティア活動へ参加するために必要な条件

■「時間的・経済的ゆとりがある」、「自分が健康である」が5割以上と高い

図 26 ボランティア活動へ参加するために必要な条件



「やさしいまちづくりに向けたアンケート調査」

4 地区社会福祉協議会ヒアリングの概要

① 調査目的

第4期土岐市地域福祉計画の策定にあたり、各地区の現状を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

② 調査対象

- ・各地区社会福祉協議会の構成員

③ 調査期間

- ・令和4年1月12日～2月末

④ 調査方法

- ・座談会形式とシートによる記入形式(郵送配布・回収)の併用

⑤ 調査項目

- ・地区の自慢
- ・地区の困りごと
- ・特長な取組・特に力を入れている取組
- ・活動をする上で困っていること
- ・今後取り組んでいきたいこと

※各種アンケート調査やヒアリング等でいただいた自由記載欄における主なご意見は、巻末の参考資料をご参照ください。

5 基礎調査結果からみえる本市の課題

【課題1】災害時の要支援者への体制整備

災害時に一人で避難できない方は11.7%で、そのうち避難行動要支援者制度のことを知らなかった方は75.7%と約4人に3人となっています(図1、2)。今後手助けできること、今後手助けしてもらいたいことでも、「災害時・緊急時の手助け」がすべての地区で最も高く、自分自身で今後取り組みたい活動でも、「地震や災害など緊急時の助け合い」が39.0%と最も高くなっています(図3～5)。

また、団体アンケート調査では、地区の課題として「災害が発生した際の防災活動」が全体では53.8%と最も高く、地区別でもほとんどの地区で上位となっています(図6)。さらに、団体アンケートの自由意見や地区社会福祉協議会ヒアリングでは、民生委員・児童委員の方から、『一人で大勢の要支援者を抱えている』、『日常的な避難訓練が実施できておらず、支援者が決まっていない地区もある』という声や、策定委員会でも『個別計画の策定が進んでいない』、『認知症で独居の人をどのように避難させるのか』等の意見もあがりました。

このように、防災活動については市民のニーズも高く、今後の活動に意欲的でもあることから、どのように市民とともに地域防災体制を構築していくか検討していくことが重要です。

【課題2】福祉情報提供の充実

地域の行事や活動に参加しない理由では、「参加の方法がわからない」が10.3%(図7)、地域の活動における問題点では、「活動のための情報が十分でない」が18.1%と4番目に高くなっています(図8)。また、ボランティア活動に参加しない理由では、「きっかけや機会がない」(36.4%)、「どのようなボランティア活動があるのかわからない」(26.9%)、「活動自体がよくわからない」(20.6%)、「活動に必要な情報が得られない」(12.1%)、「活動はしたいが、どこに行ったらよいかかわからない」(10.5%)となっています(図9)。市民意識調査ややさしいまちづくりに向けたアンケート調査では、『発信されているものをどう受け取ったらいいか。情報の入手の仕方がわからない』、『市民にとって重要、有益な情報は、もっとひんばんにわかりやすく広報してほしい』との意見もありました。

福祉に関する情報の入手先で最も高いのは「市の広報紙「広報とき」」(60.5%)であり、「市のホームページ」(14.1%)、「社協の広報紙「福祉だより」」(13.0%)など公的機関関係からの回答が多い(図10)ことから、これらの媒体を利活用し、わかりやすく情報を提供し、必要な人に必要な情報が届くようにしていくことが必要です。

【課題3】相談支援体制の充実

地域の課題では、「困ったときに気楽に相談できる相談体制の整備」は、37.8%と4番目に高くなっています(図11)。また、市の窓口へ求めることでは、「別の部署のことも含めて自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」(41.3%)、「1箇所で何でも相談や手続きをすることができる」(40.4%)、「市が対応できない内容でも、ほかの公的機関や民間のサービスにつなげてくれる」(39.6%)が上位となっています(図12)。地域福祉を推進するための取組方法で市、関係機関が重点的に取り組んだ方がよい取組として、「福祉に関する相談窓口の充実」が68.6%と最も高くなっています(図13)。団体アンケートの自由意見では、『相談窓口の内容がわからない』、『声に出せる人はいいが、そうでない人はほったらかしになっている感じがする』との意見もあがっています。

現代社会においては「介護・育児の両立」、「障がいを持った子どもとその親の高齢化」、「80歳代の親とひきこもりの50歳代の世帯」、「生活に困窮する人、世帯」など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化、複合化しています。

当事者やその家族から相談があったときに適切に支援につなげることができるように、複雑化、複合化した福祉課題にも対応できる相談窓口の創設や各種相談窓口の連携機能の強化を図ることが重要です。

【課題4】孤独・孤立への支援

調査結果から、現在市内にひきこもり状態となっている方は165名程度と推計されます。また、地域の課題では、「孤立(孤独死)防止対策」は36.2%と上位5番目で関心が高いことが伺えます(図11)。

団体アンケート調査の主な地域活動の状況をどう感じるかについてで、「地域から孤立している人が増えた」との回答は、32.4%と3割を超えています(図14)。

地区社会福祉協議会ヒアリングでは、『ここ数年で、2名の独居高齢者の孤立死が発生しており、対策が難しい』、『高齢化が進み、独居高齢者など話し相手がない人もみられる』という意見もありました。

国が策定した『孤独・孤立対策の重点計画』では、ひきこもりの当事者やその家族の視点に立った支援等を推進することとしていることから、本市においても支援策を検討していく必要があります。

【課題5】地域福祉活動団体への活動支援

団体アンケート調査では、市・社会福祉協議会からの必要な支援として、「団体や活動についてのPR」(32.5%)、「活動上必要な情報の提供」(31.6%)、「経済的支援(活動資金など)」(28.2%)、「他団体とのネットワーク化」(24.8%)が上位となっています(図15)。また、他団体や施設・事業所など連携を強化したい対象として、「土岐市役所」は23.8%となっています(図16)。

市の福祉事業を支えている関係団体からは様々な支援ニーズが出ていますが、団体活動の紹介や会員募集などを、市民が福祉に関する情報の入手先(図10)として1番にあげている「市の広報紙「広報とき」」などの媒体を活用し、市民へ周知していくなどの後方支援が必要です。

また、他団体や施設・事業所など連携については、関係団体や施設・事業所が連携、協力することで、活動範囲も広がり、より充実した活動内容に変わってくるのが予想されることから、関係団体間のつながりやマッチングなどの支援を検討していく必要があります。

【課題6】権利擁護支援体制の充実

近年、全国的には高齢者・障がい者・子どもの虐待件数は増加傾向にあり、大きな社会問題となっています。虐待防止については、早期発見、早期対応が重要であり、住民の安全や個々の人権を守る体制づくりが求められています。

成年後見制度の認知度については、『あまり知らない』との回答は58.6%と半数を超えています(図17)。本市では、今後後期高齢者の中でも85歳以上が増加し、それに伴い介護認定者数も増加していくことが予想されています。また、知的障がい者、精神障がい者の手帳所持者数も合わせて1,100人程度となっていることから、認知症高齢者の増加、障がい者の家族の高齢化や親亡き後の問題、身寄りのない高齢者や障がい者などの増加により、今後、需要が高まることが予測されます。本制度の内容や利用方法等の周知とともに、相談窓口の周知、充実が必要です。

また、市内在住の外国人が令和3年10月1日現在1,901人と年々増加している中、地区社会福祉協議会ヒアリングでは、『外国人に言葉が通じない』との声や策定委員会では『外国人との意思の疎通が難しい』等の意見もありました。

さらに、男女間における暴力(DV)、自殺防止、「性的マイノリティ※(LGBT※等)」、ひきこもりなど、多様な権利擁護支援も必要です。

※性的マイノリティ：生まれつきの身体の性、性別自認、性的指向、性別表現など、多数の人と在り方が異なる性的少数者のこと

※LGBT：レズビアン(Lesbian:女性同性愛者)、ゲイ(Gay:男性同性愛者)、バイセクシュアル(Bisexual:両性愛者)トランスジェンダー(Transgender:異なる心と体の性で生きる人)の、それぞれの頭文字を取った言葉

【課題7】生活のための移動手段の確保

地区社会福祉協議会ヒアリングや市民アンケート調査、市民意識調査の自由記述では、『免許返納になった場合、通院、買い物、習い事ができなくなり、今から不安である』、『高齢の親が免許返納後、ひきこもってしまっている』、『日常生活の買い物にとっても不自由している。交通の便が悪く出かけるのが大変』、『高齢者が年々増え続け、今から住民の足、生活の足となる方法を具体化する必要がある』、『スーパーの配達・移動販売車などの拡充』など高齢者の生活のための移動手段に関する多くの意見があがっています。

公共交通の充実とともに、地域での近所付き合いを深め、買い物の際は近隣の高齢者世帯に声をかけ、ついでに買い物をするなど、支え合い、助け合いも必要です。

【課題8】地域福祉活動への参加促進

近所付き合いや地域の行事や活動、ボランティア活動などへの参加状況は低下しています(図 18、19、20)。一方で、近所付き合いの今後の意向としては、より支え合いに近い付き合いを望んでいる方が多くなっています(図 21)。また、支え合いや助け合いは必要かどうかについては、「とても必要だと思う」、「ある程度必要だと思う」を合わせると 83.5%と 8割を超えています(図 22)。

地域の行事や活動に参加しない理由は、「自治会・町内会に入っていない」(21.1%)、「仕事などの都合で機会がない」(18.6%)、「引っ越して間もない」(11.3%)、「参加の方法がわからない」(10.3%)といった回答もみられます(図 7)。

団体アンケートの自由意見では、『社会参加、社会貢献活動、市民に意識が浸透していない』、策定委員会では、ボランティアセンターにおいて、外国人への対応として『多言語対応できる方への協力要請』との意見もあがっています。また、地域福祉活動にあたって困っていることとしては、「スタッフの確保ができない」が 41.9%と最も高くなっています(図 23)。同様に地区社会福祉協議会ヒアリングでは、『老人会、消防団、その他すべての団体におけるメンバーの確保が難しい』という意見もありました。

以上のことから、地域活動に関する情報の周知方法、開催方法を検討し、活動参加につなげていくとともに、市民の中から地域福祉活動団体の一員として活動を担っていく人材の育成支援も必要です。

【課題9】多様な健康づくりの促進

悩みや不安については、「自分の健康に関すること」が59.6%と最も高く、次いで「家族の健康に関すること」が39.6%となっています(図24)。また、参加している地域の行事や活動については、「健康に関する活動」は4.7%と低いものの、今後自分自身で取り組みたい活動では、「健康づくり・介護予防のための活動」は14.1%と4番目に高くなっています(図5、25)。さらに、ボランティア活動へ参加するために必要な条件については、「自分が健康である」が55.2%と2番目に高くなっています(図26)。

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすためには、心身ともに健康であることが重要であり、地域活動やボランティア活動などに参加するためにも健康であることが大切であることから、市民一人一人が健康づくり活動に積極的に取り組んでいくことが必要です。

多くの市民が自分や家族の健康に関する悩みや不安を抱えていることから、市民が健康づくりに取り組むことができる環境を整備するとともに、心身の健康を維持しながら、地域活動にも積極的に参加できるよう推進していくことが必要です。

1 基本理念

本市の最上位計画である第6次土岐市総合計画の健康福祉の基本目標1「支え合い安心できる暮らしづくり」との整合性を図り、誰もが取り残されることなく、みんなで支え合い、安心して暮らしていける地域共生社会を目指していくという思いを込めて設定しました。

みんなで支え合い、
誰もが安心して暮らせるまち とき

(1)「地域共生社会」とは

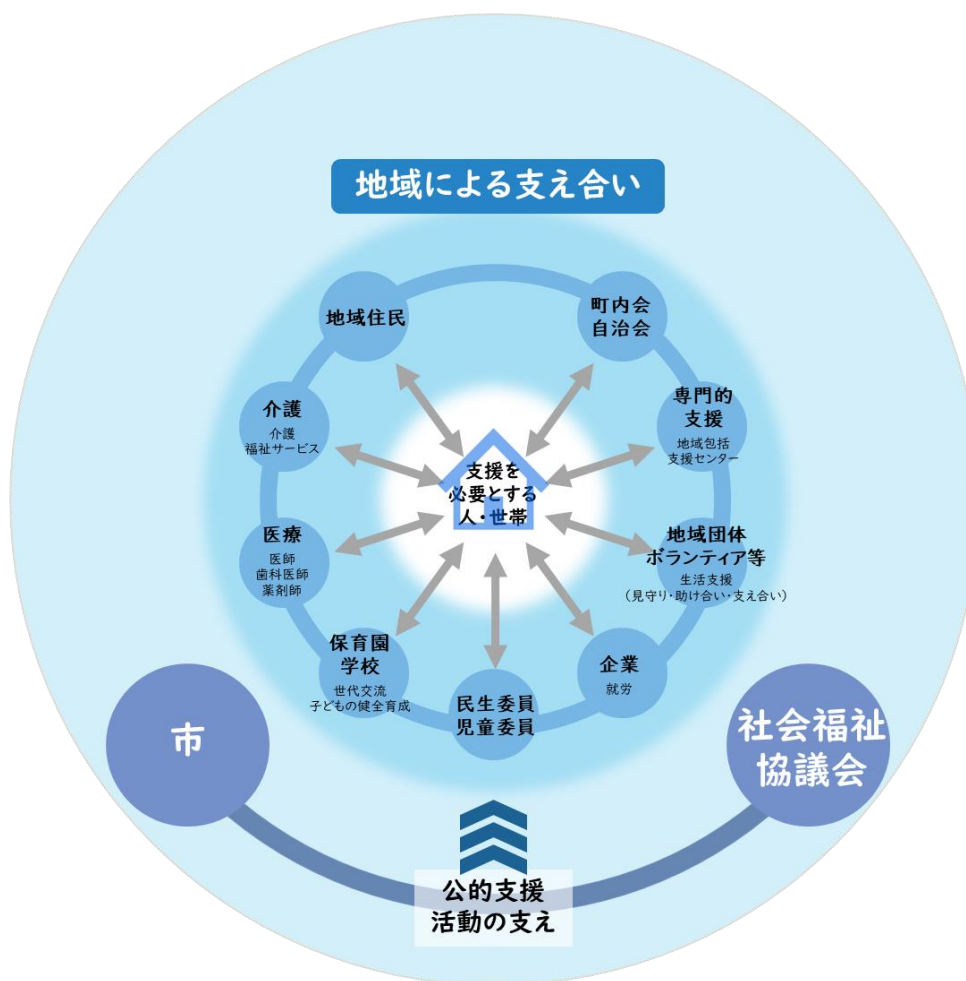
地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

国ではこの「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しているところです。

(2) 本市における「地域共生社会」の実現に向けた取組と体制

本市においては、この地域共生社会を実現するために、「みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるまち とき」を基本理念に掲げ、地域住民・自治会、関係団体・関係機関・各種事業者、行政の三者が協力、連携し、身近な見守り・支え合いの活動に取り組みます。そして、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を継続していくことで、住民の誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

【地域共生社会構築の仕組み】



2 基本目標

第2章の各種基礎調査結果から抽出された地域福祉を取り巻く9つの課題と第3期計画の振り返りによる既存施策の継承が必要という結果を踏まえ、第4期計画では次の3つの基本目標を導き出し、計画を策定、推進していきます。同時に関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。

基本目標1 福祉の心を育てる意識づくり

地域で生活する高齢者、障がい者、子ども等あらゆる世代の人々の福祉意識を一層向上させるとともに、福祉情報の提供や関係団体との取組内容の周知、地域福祉活動への参加意欲を強化・推進し、互いに存在を認め合い、つながりを持ち、支え合う意識づくりを目指します。

【関連するSDGsのゴール】



基本目標2 みんなで助け合い、支え合う地域づくり

地域住民や地域福祉活動組織、行政など様々な立場の人々が交流するとともに、関係機関同士の調和や協働による活動を推進・強化します。また、健康寿命の延伸を図り、様々な活動へ参加するための基盤となる健康を維持しながら、助け合い、支え合いによる地域づくりを広めます。

【関連するSDGsのゴール】



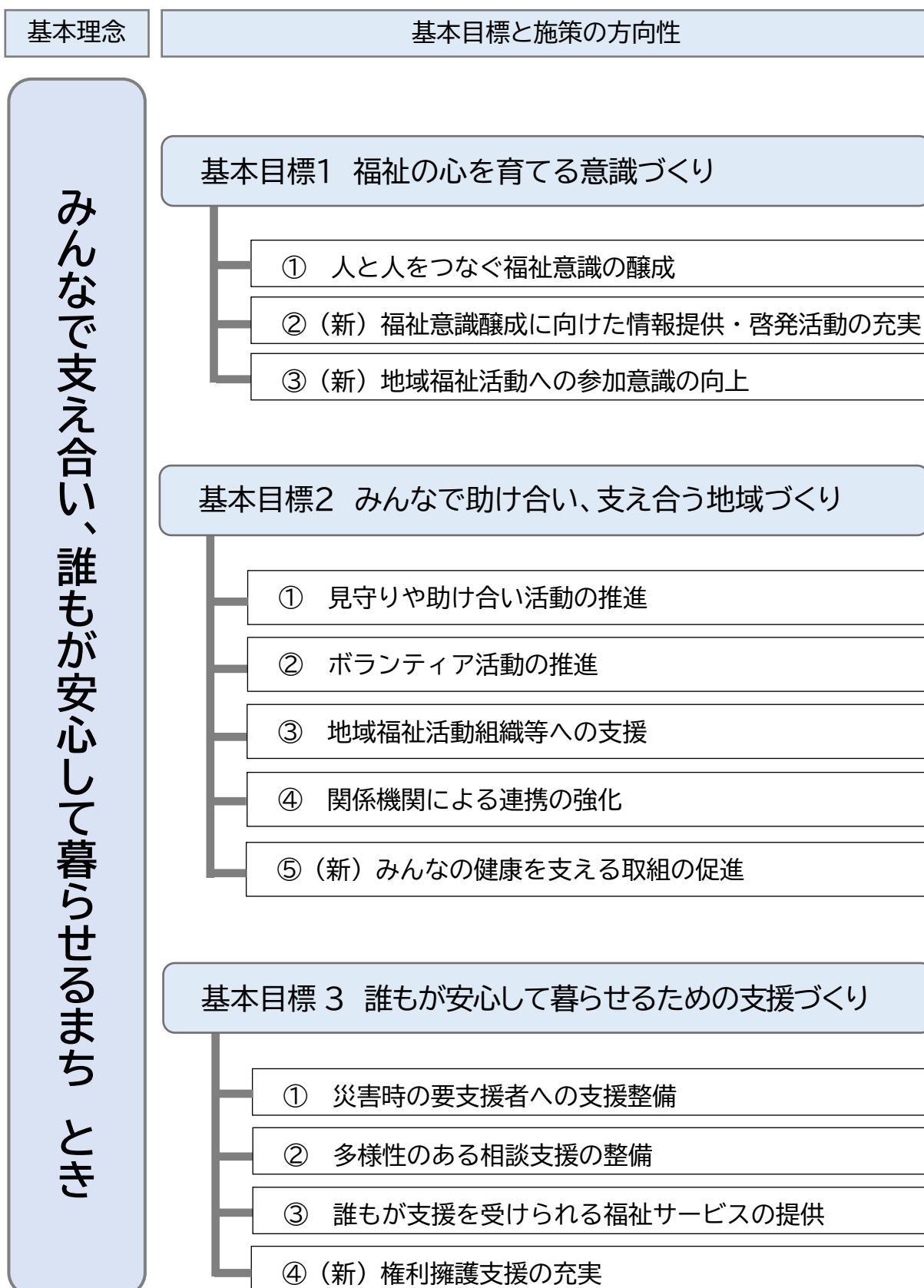
基本目標3 誰もが安心して暮らせるための支援づくり

支援が必要なすべての人に必要な支援が的確に届き、誰もが安心して暮らしていけるよう、行政が主体となって、地域住民や関係団体と連携しながら、災害時の要支援者への支援や相談支援、福祉サービスの提供、権利擁護支援など、様々な支援や支援のための整備を図ります。

【関連するSDGsのゴール】



3 施策体系



施策体系の(新)は、本計画において新たに取り組む施策の方向性を表します。

1 基本目標1 福祉の心を育てる意識づくり

施策の方向性① 人と人をつなぐ福祉意識の醸成

施策の方向性② 福祉意識醸成に向けた情報提供・啓発活動の充実

施策の方向性③ 地域福祉活動への参加意識の向上

施策の方向性① 人と人をつなぐ福祉意識の醸成

◆現状と課題◆

- 人々の価値観やライフスタイルがますます多様化していることや新型コロナウイルス感染症拡大の影響で人と人が顔を合わせる機会が減少していることから、住民同士のつながりが希薄化しています。
- 本市の地域活動の基盤となる自治会加入率も年々減少しています。
- アンケート調査の中で、近所付き合いの現状は、「顔を合わせたとき、あいさつしあうぐらいの付き合い」が高かったものの、今後の近所付き合いの意向では、現状よりもっと親密な近所付き合いを求めている人が多くなっています。



◆施策の方向性◆

地域で暮らす住民同士の顔を合わせた交流や近所付き合いを通して、身近な地域でのつながりを大切にし、支え合い、助け合いの福祉意識の心を育み、地域づくりを進めます。

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

※社協=社会福祉協議会 団体=地域組織・団体等(以下同様)

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
地域住民の 交流機会の充実	地域住民同士が身近な地域の中で顔の見える関係をつくり、つながりを深めるとともに、いつでも気楽に集まり、交流できる場をつくります。		●	●	●
	地域住民や様々な団体が参加できるイベント、地域行事の開催に努めます。		●		
	自治会・町内会の活動、地域組織・団体等が開催するイベントに積極的に参加します。	●			
外国人と地域住民との 交流機会の創出	多文化共生※への理解促進事業において、地域福祉活動団体や国際交流団体と連携し、市内在住の外国人と地域住民がふれあう交流機会を設けます。	●	●	●	●
高齢者の福祉の増進	地域で家に閉じこもりがちな高齢者への声かけや手助けをするとともに、孤独感の解消や健康の保持、生きがいつくりなど、市のサロン事業補助制度等を活用して高齢者の福祉の増進を図ります。		●	●	●
	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者、子育て世帯など、支援が必要な人への声かけや手助けをします。	●			
福祉への理解の促進	福祉協力校事業や福祉体験学習事業等を通して、児童生徒が社会福祉への理解を深め、社会奉仕、社会連帯の精神を養う学習を支援します。			●	●
	地域住民が安心していきいきした生活が送れるよう、身近な問題や課題に気づいたら、自分でできることはないか考えます。	●			

※多文化共生：国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていくこと

◆現状と課題◆

- アンケート調査では、地域の行事や活動に参加しない理由として、「参加の方法がわからない」、地域の活動における問題点では、「活動のための情報が十分でない」との回答がありました。
- ボランティア活動に参加しない理由では、「きっかけや機会がない」、「どのようなボランティア活動があるのかわからない」、「活動自体がよくわからない」、「活動に必要な情報が得られない」、「活動はしたいが、どこに行ったらよいかわからない」など、情報が地域住民に十分伝わっていない状況がみられました。
- 自由意見でも『発信されているものをどう受け取ったらいいか。情報の入手の仕方がわからない』、『市民にとって重要、有益な情報は、もっとひんぱんにわかりやすく広報してほしい』との意見もありました。



◆施策の方向性◆

あらゆる世代の地域住民が地域福祉に関心を持ち、福祉に関する情報を入手できるよう、様々な媒体を利活用し、地域住民にわかりやすく情報を提供し、必要な人に必要な情報が届くように取り組みます。

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
地域福祉情報の共有	地域福祉情報について、必要な人に必要な情報がきちんと伝わるよう、内容や提供方法について工夫します。			●	●
	公共施設や地域包括支援センターなどの各相談窓口福祉に関する情報コーナーを新設し、チラシ・パンフレットによる情報を提供します。			●	
	福祉の相談窓口やサービスに関する情報をわかりやすく提供するために、ホームページの更新や情報誌、ガイドブックの発行を検討します。			●	
	身近な地域福祉に関心を持つとともに、地域福祉情報を積極的に入手し、様々な情報を地域住民同士で共有します。	●			
	様々な機会や多様な媒体を通して、市民に地域福祉に関する情報を伝え、福祉意識を醸成します。		●		
地区社会福祉協議会への意識啓発	各地区社会福祉協議会に出向き、社会福祉協議会の活動内容や他地区の状況等を報告する機会を創出し、地域福祉意識を醸成します。			●	●
交流による福祉教育の推進	小中学校と特別支援学校の居住地校交流、同一学校内での通常学級の児童生徒との交流、障がいのある児童生徒と住んでいる地域住民との交流など、互いに学び合う場を設け、インクルーシブ教育※を推進します。			●	●
	児童生徒の社会福祉への理解を深め、社会奉仕、社会連帯の精神を養う学習を支援します。			●	●
	学校における福祉教育に協力し、障がいのある児童生徒との交流を深めます。	●			

※インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、あらゆる立場の子どもが同じ学校や学級に通い、必要に応じた教育支援が受けられること

施策の方向性③ 地域福祉活動への参加意識の向上

◆現状と課題◆

- 近所付き合いや地域の行事や活動、ボランティア活動などへの参加状況は、過去の調査結果と比べると低下しています。
- アンケート調査の中で、近所付き合いの現状は、「顔を合わせたとき、あいさつしあうぐらいの付き合い」が高かったものの、今後の近所付き合いの意向では、現状よりもっと親密な近所付き合いを求めている人が多くなっています。
- 支え合いや助け合いが必要かどうかについては、「とても必要だと思う」、「ある程度必要だと思う」との回答が8割を超えています。
- 地域福祉関係団体の活動にあたっての困りごととして、「スタッフの確保ができない」が最も高くなっています。
- 地区社会福祉協議会ヒアリングでは、『老人クラブ、消防団、その他すべての団体におけるメンバーの確保が難しい』という意見もありました。



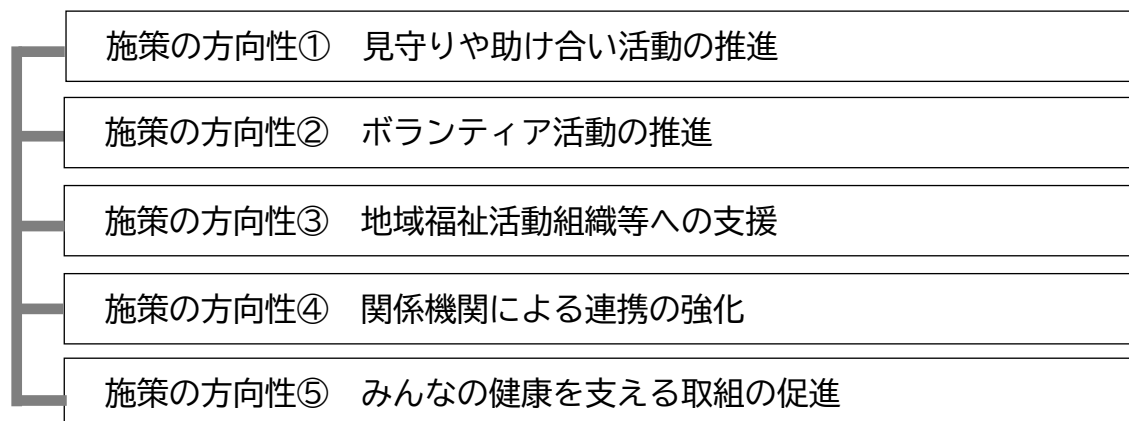
◆施策の方向性◆

地域で暮らす人々や近所付き合いを通して、身近な地域でのつながりや支え合い、助け合いの大切さを理解し、積極的に地域福祉活動に参加する意識の向上に取り組みます。また、地域住民の中から地域福祉活動団体の一員として活動を担っていく人材を育成していきます。

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
認知症への理解促進	すべての市民に認知症への知識や理解を深めてもらうため、小中高生を対象に認知症の体験講座等を実施します。			●	
高齢者、障がい者への理解促進	市民や市民団体に高齢者、障がい者への理解を深める機会として、福祉団体などが行う行事への参加を呼びかけます。			●	
	高齢者、障がい者への理解を深める行事に積極的に参加します。	●			
地域福祉活動担い手の育成	学校や地域、企業の相談・依頼に応じて、福祉出前講座を開設し、地域でともに暮らしていくための福祉意識を醸成し、地域福祉活動の担い手を育成します。			●	
	地域福祉活動で自分にできることがあれば、積極的に参加します。	●			

2 基本目標2 みんなで助け合い、支え合う地域づくり



施策の方向性① 見守りや助け合い活動の推進

◆現状と課題◆

- アンケート調査では、地域での手助けで「今後できること」、「今後してもらいたいこと」は、ともに「災害時、緊急時の手助け」、「安否確認の声かけ」、「話し相手」、「日用品などのちょっとした買い物」、「困りごとなどの相談」が上位を占めています。
- 支え合いや助け合いが必要かどうかについては、「とても必要だと思う」、「ある程度必要だと思う」との回答が8割を超えています。
- 地域での手助けをしていない(できない)理由では、「どのようにしてよいかわからないから」が最も高くなっています。



◆施策の方向性◆

地域で見守り活動をしている自治会や民生委員の協力のもと、地域住民一人一人が見守りや助け合いの意識を持って自主的に活動し、地域の誰もが安心していきいきとした生活が送れるような地域づくりを推進します。また、助けてもらいたい人と助けることができる人をつなぐ仕組みやその情報を発信していきます。

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
見守り事業の推進	自治会・町内会や民生委員・児童委員、各種団体との連携を強化するとともに、配食サービスや郵便局、宅配事業者などとの連携・協定により、見守り活動を推進します。			●	
	認知症高齢者等見守り事業、ひとり暮らし高齢者等を訪問する友愛訪問等を通して、地域における支え合い、見守り活動を推進します。			●	●
	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者、子育て世帯など支援が必要な人がいたら、手を差し伸べ、見守ります。	●			
あいさつ・声かけ運動の推進	各地域であいさつ・声かけ運動を実施し、地域住民同士の絆を深めるよう推進します。		●	●	
	日頃から隣近所の人とあいさつや声かけをしながら、付き合いを深め、見守り、支え合いの関係をづくります。	●			
地域ネットワークの構築	自治会や民生委員・児童委員、地域住民が主体となって地域活動に取り組む様々な組織づくりを進め、見守り、助け合いのネットワークの構築を支援します。		●	●	
自殺予防対策	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるよう自殺予防週間・自殺対策強化月間で周知、啓発します。		●	●	
	家族、友人・知人、職場の同僚等身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるよう自殺に対する理解を深めます。	●			

施策の方向性② ボランティア活動の推進

◆現状と課題◆

- アンケート調査の中で、ボランティア活動に参加している方は約1割となっており、過去の調査結果よりも減少している一方、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」は約4割と増加しています。
- ボランティア活動に参加しない理由では、「きっかけや機会がない」、「どのようなボランティア活動があるのかわからない」、「活動自体がよくわからない」が上位を占めています。
- 団体アンケート調査の中で、活動にあたって困っていることは、「スタッフの確保ができない」、「スタッフの高齢化」、「利用者や会員が増えない」が上位を占める一方、「支援を必要としている人の情報不足」などもあがっています。



◆施策の方向性◆

ボランティア団体等の活動内容を広く周知し、地域住民が参加しやすい方法を検討し、情報発信していくとともに、活動の担い手の確保・育成を推進していきます。

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
ボランティア団体への支援	ボランティア団体の活動内容や活動の様子、イベントなどの紹介、会員募集などを広報紙やホームページ等で広く情報発信し、団体活動を支援します。			●	●
ボランティア人材の育成	ボランティア人材の育成のために、各種ボランティア講座を開催します。			●	●
	ボランティア活動に関心を持ち、各種ボランティア講座に積極的に参加します。	●			
ボランティア活動の推進	市民の社会奉仕への理解や関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成補助を行うなど、ボランティアセンターの様々な活動を推進します。			●	●
	多くの地域住民に参加してもらえるよう、ボランティア活動への参加方法や活動日時などを工夫し、情報発信していきます。		●		

施策の方向性③ 地域福祉活動組織等への支援

◆現状と課題◆

- 団体アンケート調査では、市・社会福祉協議会からの必要な支援として、「団体や活動についてのPR」、「活動上必要な情報の提供」、「経済的支援(活動資金など)」、「他団体とのネットワーク化」が上位となっています。
- 市の福祉事業を支えている関係団体からは、団体活動の紹介や会員募集など様々な支援ニーズが出ています。



◆施策の方向性◆

様々な組織・団体の地域活動を支援するとともに、リーダーの育成や地域住民の誰もが地域福祉活動に参加しやすい仕組みづくりに努めます。また、地域福祉活動団体間が連携し、活動範囲を拡大していくとともに、地域住民をはじめ、新たな地域福祉の担い手として企業や商店などの地域福祉活動への参加を推進します。

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
地域福祉活動団体の活性化	地域福祉活動団体の活動内容や会員募集などを広報紙やホームページ等を活用し、広く周知していきます。			●	●
	地域において、福祉活動を行っている各種団体間での情報交換など、連携を深めるよう努めます。		●		
	地域福祉活動に関心を持ち、積極的に参加します。	●			
地域市民団体等への活動支援	自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ連合会、シルバー人材センター等の地域市民団体と連携し、会員数の維持に努めるとともに、様々な活動を支援します。		●	●	
子ども食堂活動団体への支援	無料や低額で食事を提供する子ども食堂を運営する団体を支援します。		●	●	
町内会活動の活性化	共助のまちづくり補助金を交付し、地域住民組織の町内会が行う課題解決や地域活動の活発化に向けた自主的な取組、安心・安全で住みやすいまちづくりを行う活動を支援します。			●	
	地域の課題、問題点の解決や地域活動の活発化に向けた取組を自主的に行い、安心・安全で住みやすい地域をつくります。	●	●		

施策の方向性④ 関係機関による連携の強化

◆現状と課題◆

- 団体アンケート調査では、市・社会福祉協議会からの必要な支援として、「団体や活動についてのPR」、「活動上必要な情報の提供」、「経済的支援(活動資金など)」、「他団体とのネットワーク化」が上位となっています。
- 市の福祉事業を支えている関係団体からは、団体活動の紹介や会員募集など様々な支援ニーズが出ています。
- 他団体や施設・事業所など連携については、関係団体や施設・事業所が連携、協力することで、活動範囲も広がりより充実した活動内容に変わってくるのが予想されます。



◆施策の方向性◆

自治会・町内会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、当事者団体等が互いに連携し、地域における支え合い活動の充実を支援するために、各種団体のネットワークの構築や関係団体間のつなぎ、マッチングなど、それぞれの活動のさらなる展開を促進します。

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
ネットワーク機能の構築	医療や福祉、介護など多職種間のネットワーク機能を有した地域ケア会議を開催し、生活支援コーディネーターによる地域の資源開発を促進するなど、関係者のネットワーク化を推進します。		●	●	
在宅医療・介護連携	保健・医療・福祉に携わる関係機関の連携を強化し、情報を共有するとともに、様々な事案に対応していきます。		●	●	
3師会との連携体制の推進	地域における医療・介護資源の把握や在宅医療に関する研修会の開催など、医師、歯科医師、薬剤師との連携体制を推進します。		●	●	
障がい児教育の充実	特別支援学校、子育て支援課、療育センター、発達障がい支援センター、保健センター、幼保小中の代表による土岐市特別支援連携協議会を中心に、障がいのある児童生徒の状態を十分考慮し、本人や保護者の意見を尊重しながら、切れ目のない就学指導を進めます。		●	●	
支援を必要とする世帯への見守り支援	自治会や民生委員・児童委員など地域団体との連携を強化し、支援を必要とする世帯の見守り活動を支援します。		●	●	
関係機関との連携の強化	対応困難事例に対して分野を越えた効果的な支援ができるよう、関係機関で連携・協力します。		●	●	
	地域住民が抱えている様々な問題や課題を把握するとともに、地域福祉活動団体間の連携を深め、活動内容を拡大していきます。		●	●	

施策の方向性⑤ みんなの健康を支える取組の促進

◆現状と課題◆

- アンケート調査の中で、悩みや不安については、「自分の健康に関すること」、「家族の健康に関すること」が上位となっています。
- 参加している地域の行事や活動については、「健康に関する活動」は低いものの、今後自分自身で取り組みたい活動では、「健康づくり・介護予防のための活動」は4番目に高くなっています。
- ボランティア活動へ参加するために必要な条件については、「自分が健康である」が2番目に高くなっています。



◆施策の方向性◆

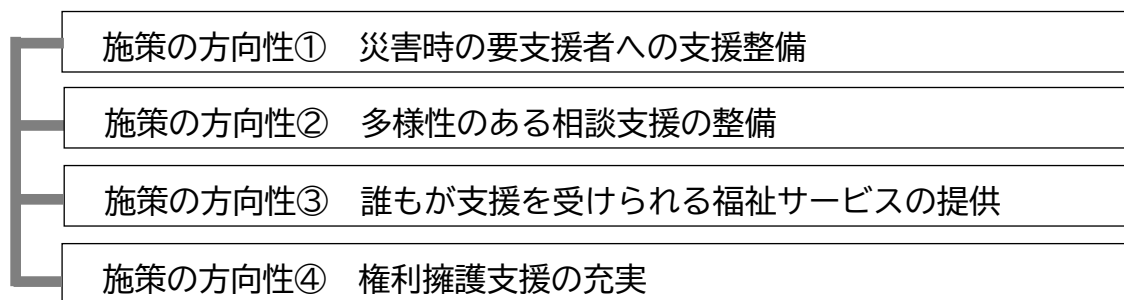
地域の誰もがいつまでも元気にいきいきと過ごせるよう一人一人が健康づくりに取り組み、地域福祉活動に積極的に参画できるよう健康の維持に努めるとともに、行政として市民の健康づくりに向けた保健・福祉・介護に関する支援の充実を図ります。

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
健康づくりの機会の提供 と知識の普及・啓発	「ときげんきプロジェクト(運動習慣づくり)」や健康講演会、健康を守る市民の集いなどの機会を通して、市民の生活習慣病予防やこころの健康づくりに関する知識を普及・啓発します。			●	
	「自分の健康は自分で守る」意識を持ち、日常生活の中で、主体的に健康づくりに取り組みます。	●			
	市民の健康に対する意識を高め、楽しくみんなで健康づくりができるよう、イベントや各種教室など運動に取り組む機会をつくれます。		●	●	
各種健診・検診の 体制整備	健康診査、がん検診の実施体制の強化と生活習慣改善のための支援体制を整備します。			●	
フレイル※予防活動の 推進	「ときげんきプロジェクト(運動習慣づくり)」のオリジナル健康体操を活用し、フレイル予防に努めるとともに、フレイル予防活動に住民主体で取り組む団体に対し補助金を交付し、介護予防への取組を支援します。		●	●	

※フレイル：加齢により心身が老い衰えた状態のこと

3 基本目標3 誰もが安心して暮らせるための支援づくり



施策の方向性① 災害時の要支援者への支援整備

◆現状と課題◆

- 全国各地で過去に経験のない想定外の大きな災害が発生していることから、これまで以上に地域住民の防災意識の向上と地域住民参画による防災対策が必要です。
- アンケート調査では、災害時に一人で避難できない方は約一割、そのうち避難行動要支援者制度のことを知らなかった方は約4人に3人となっています。
- 今後手助けできること、今後手助けしてもらいたいことでも、「災害時・緊急時の手助け」がすべての地区で最も高いため、自分自身で今後取り組みたい活動でも、「地震や災害など緊急時の助け合い」が最も高く、地域住民の防災意識は向上しています。
- 団体アンケート調査では、地区の課題はほとんどの地区で「災害が発生した際の防災活動」が上位となっています。
- 団体アンケートの自由意見や地区社会福祉協議会ヒアリングでは、民生委員・児童委員が一人で大勢の要支援者を抱えている、日常的な避難訓練が実施できておらず、支援者が決まっていない地区がある現状や、策定委員会からも個別計画の策定が進んでいない、認知症で独居の人をどのように避難させるのか等問題点、課題が出されました。



◆施策の方向性◆

災害発生時に高齢者や障がい者などの要支援者への対応を迅速かつ的確に行うためには、地域で要支援者の情報を適切に把握しておくことが重要となることから、避難行動要支援者名簿等を整備し、関係者、関係機関と共有するとともに、個別避難計画※を作成していきます。また、地域住民同士の助け合いの意識を醸成し、災害に強い地域づくりを推進します。

※個別避難計画：避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画のこと

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
防災意識の向上	外国人を含めた地域住民が、防災の基本理念を理解し、防災意識、防災知識を習得し、正しい知識と判断で行動できるよう『土岐市で暮らす外国人のための生活ガイドブック』や『わが家の防災対策』を必要に応じて改訂します。			●	
	「自らの命は自ら守る」を基本に、防災意識を高め、正しい防災知識を身に付けるよう努めます。	●			
防災訓練の実施	自治会や自主防災組織等と連携し、外国人を含めた地域住民が参加する防災訓練を実施します。		●	●	
	防災訓練など地域での防災活動に積極的に参加し、防災意識を高めます。	●			
要配慮者情報の共有	災害時に備え、要配慮者の把握に努めるとともに、災害時に配慮や支援を必要とする人が迅速に避難できるよう、自治会、民生委員・児童委員、消防団と要配慮者の情報を共有します。		●	●	
	地域で災害時に支援が必要な人がいないか確認します。	●			
福祉避難所※の整備	災害時に障がい者、高齢者などが安心して利用できるよう福祉避難所を整備するとともに、福祉避難所について周知していきます。			●	
個別避難計画の作成	避難行動要支援者名簿をもとに要支援者の個別避難計画を作成し、要支援者への迅速な避難誘導と安全な避難経路を確保します。			●	
災害時の見守り協定の締結	災害時の高齢者や障がい者などの安否確認を行うなど民間事業者等と見守りに関する協定書を締結します。			●	

※福祉避難所：災害発生時、一般の避難所では生活に支障をきたす高齢者や障がい者、妊婦等が過ごす避難所のこと

◆現状と課題◆

- 現代社会においては「介護・育児の両立」、「障がいを持った子どもとその親の高齢化」、「80歳代の親とひきこもりの50歳代の世帯」、「生活に困窮する人、世帯」など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化、複合化しています。
- 市民意識調査では、地域の課題として、「困ったときに気軽に相談できる相談体制の整備」は、4番目に高くなっています。
- 市の窓口へ求めることでは、「別の部署のことも含めて自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」、「1箇所でも相談や手続きをすることができる」、「市が対応できない内容でも、ほかの公的機関や民間のサービスにつなげてくれる」がそれぞれ約4割と上位となっています。
- 地域福祉を推進するための取組方法で市、関係機関が重点的に取り組んだ方がよい取組として、「福祉に関する相談窓口の充実」は約7割と最も高くなっています。
- 団体アンケートの自由意見では、『ひとり暮らし、地域無縁の方が多く、地域の担い手の方からどこに相談したらいいのかわからない』、『声に出せる人はいいが、そうでない人はほったらかしになっている感じがする』との意見もあがっています。



◆施策の方向性◆

高齢者、障がい者、子どもを対象にした福祉関連計画での相談支援体制を強化し、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える人に、寄り添いながら自立に向けた包括的な支援ができるよう、社会福祉協議会や地域の民生委員・児童委員、福祉施設などと連携し、相談支援の地域ネットワークを構築するとともに、相談支援体制を支える人材（専門職）のスキルアップ、福祉人材の育成・確保に取り組めます。

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
サポート体制の構築	民生委員・児童委員の存在やその役割を地域住民に周知するとともに地域によるサポート体制を構築します。		●	●	●
相談窓口の共有	障がい者、高齢者、子ども、生活困窮者等各種相談窓口についての情報を市の広報紙「広報とき」、社会福祉協議会の広報紙「福祉だより」等で周知します。			●	●
	市の広報紙「広報とき」や社会福祉協議会の広報紙「福祉だより」、ホームページ、ガイドブック、パンフレット等に普段から目を通し、困ったときにはどこに相談すればいいのか把握しておきます。また、地域で困っている人を見かけたら、声をかけ相談窓口があることを伝えます。	●			
	不安や悩みごと、困りごとは、一人で抱え込まず、友人・知人や相談窓口を活用します。	●			
	近隣の異変に気づいたら、地域の民生委員・児童委員や市に連絡・相談します。	●			
相談機能の強化	庁内各課にある相談窓口対応を充実させるため、専門分野と連携する相談体制を構築し、対応策の専門性とコーディネート機能を高めます。			●	●
	地域の団体間が連携し、多様化する地域の相談内容に対応できるよう、専門知識や技術を一層向上させ、相談機能を高めます。		●		
包括的な相談支援体制の構築	複雑化・複合化した福祉課題等にも対応できるよう、庁内各課や市内外の各種相談機関と連携し、包括的な相談支援体制を構築します。			●	●

施策の方向性③ 誰もが支援を受けられる福祉サービスの提供

◆現状と課題◆

- 高齢者や障がい者等、地域で支援を必要としている人が安心して生活できるよう、利用者のニーズを踏まえた福祉サービスの提供を一層充実させることが必要です。
- 本市では、支援が必要な方へ切れ目のないサービスを提供するため、福祉関連計画に基づいた公的な福祉サービスや、社会福祉協議会や地域活動者による福祉活動やボランティアなどによる支援が提供されています。
- 地域では、介護が必要な高齢者と障がい者が同居している世帯への支援や、生活困窮が背景にあり複雑な問題を抱えた世帯への対応等、一つの制度、分野ごとの福祉サービスだけでは解決できないケースが増加しています。



◆施策の方向性◆

本市の「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康とき 21 計画」等の福祉関連計画に基づき、利用者の福祉ニーズに合ったサービス提供を引き続き推進していきます。また、近年複雑化・多様化している福祉サービスへのニーズに対応するとともに、関係機関との連携のもと利用者によりわかりやすい情報提供に努めます。

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
サービス提供体制の整備	障がい者、高齢者、子ども、生活困窮者等、必要なサービスを利用できるようサービスの質・量を確認し、サービス提供体制を整備します。			●	●
各種サービス提供の充実	障がい者、高齢者、子ども、生活困窮者等、必要な人に必要な情報が届くよう、『とっきっ子育てハンドブック』や『介護サービス事業者ガイドブック』等によりサービス情報を提供し、周知していきます。			●	
	自分が必要なときにどんなサービスを受けられるか情報を収集します。	●			
公共交通、地域交通の充実	民間バスや列車の運行本数等の充実を関係機関に働きかけ、公共交通機関の充実を図ります。		●	●	
	地域ごとのニーズを把握し、コミュニティバス※、ボランティア輸送、デマンドタクシー※、市民バスの充実など、市民との協働により地域に適した交通手段を検討し、実現に向け支援します。		●	●	
買い物支援	移動販売や買い物送迎など買い物弱者に向けた取組を進めます。			●	
	近隣に買い物等が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯がいるときは、手助けします。	●			
就学援助、就学奨励費の補助	就学援助と特別支援学級就学奨励補助事業を通して、経済的理由等により、就学困難な児童生徒に対し、給食費・学校行事費等の補助や、特別支援学級在籍者に対して、学用品等の就学奨励費の補助を行うことで、児童生徒の就学・進学を援助します。			●	
免許返納者への支援	高齢者の運転免許返納に伴う支援サービスとして、引き続き路線バスまたはタクシー回数券を配布します。			●	
防犯知識の普及	高齢者が振り込め詐欺等の犯罪被害に遭わないよう、高齢者本人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、消費生活相談や日常生活自立支援事業と連携を図り、防犯知識等の普及に努めます。			●	
	被害防止の情報を理解し、自ら被害に遭わないよう心掛けます。	●			

※コミュニティバス：交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市が運行するバスのこと

※デマンドタクシー：指定された乗車場所から目的地まで、利用者の希望時間帯や乗降場所などの要望（デマンド）に応じて利用できる交通サービスのこと

◆現状と課題◆

- 近年、全国的には高齢者・障がい者・子どもの虐待件数は増加傾向にあり、大きな社会問題となっています。虐待防止については、早期発見、早期対応が重要であり、地域住民の安全や個々の人権を守る体制づくりが求められています。
- 国が策定した『孤独・孤立対策の重点計画』では、ひきこもりの当事者やその家族の視点に立った支援等を推進することとしていることから、本市においても支援策を検討していく必要があります。
- 本市では、今後後期高齢者の中でも 85 歳以上が増加し、それに伴い介護認定者数も増加していくことが予想されています。また、知的障がい者、精神障がい者の手帳所持者数もそれぞれ 600 人程度となっていることから、認知症高齢者の増加、障がい者の家族の高齢化や親亡き後の問題、身寄りのない高齢者や障がい者などの増加により、今後、権利擁護の需要が高まることが予測されます。
- 市内在住の外国人が令和 4 年現在 1,981 人と年々増加しています。
- 成年後見制度の認知度については、『あまり知らない』との回答は約 6 割となっています。
- アンケート調査から、現在市内にひきこもり状態となっている方は 165 名程度と推計されます。また、地域の課題では、「孤立（孤独死）防止対策」は 5 番目に関心が高くなっています。
- 団体アンケート調査の主な地域活動の状況をどう感じるかについて、「地域から孤立している人が増えた」との回答は、約 3 割となっています。
- 地区社会福祉協議会ヒアリングでは、『ここ数年で、2 名の独居高齢者の孤立死が発生しており、対策が難しい』との孤独死への対応の難しさを懸念する意見もありました。



◆施策の方向性◆

高齢者や障がい者、子どもへの虐待をはじめ、男女間における暴力(DV)、自殺防止、「性的マイノリティ(LGBT 等)」、ひきこもりなどあらゆる権利擁護に対応していきます。また、当事者やその家族から相談があったときに適切な支援につなげるとともに、複雑化、複合化した福祉課題にも対応できるよう各種相談窓口の連携機能の強化を図ります。特に、成年後見制度についての内容や利用方法、相談窓口の周知、充実が必要です。

◆市民、地域組織・団体等、市、社会福祉協議会の役割

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
暴力、虐待への支援	DV(デートDV含む)や高齢者、障がい者、児童の虐待について、様々な媒体を活用し意識啓発、相談窓口を周知していきます。			●	
	暴力や虐待を発見したときは、速やかに相談・通報します。	●	●		
成年後見制度の周知	中核機関である東濃成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知や制度の利用方法、相談窓口を周知し、利用を促進します。			●	
	制度について、家族、友人・知人等で話し合う機会をつくります。	●			
LGBT(性的マイノリティ)の周知・啓発	市民に対しては、広報でLGBT(性的マイノリティ)に関することを周知、啓発していきます。			●	
	市職員に対しては、庁内掲示板に、LGBT(性的マイノリティ)に関する内容を掲載し理解の促進を図ります。			●	
	中学生や高校生に対しては、人権について多様なテーマ・方法で講演会を実施します。			●	
ヤングケアラー※への支援	ヤングケアラーからの相談に応じるとともに、必要に応じて県など関係機関につながります。			●	
サービス利用者の権利擁護と支援	判断能力が不十分な人等への権利擁護の取組として、日常生活自主支援事業の普及・周知を行います。			●	
適正な福祉サービスの確保	福祉サービスの利用にあたって、苦情の受付や問題の解消を目的に介護相談員を福祉施設に派遣します。			●	

※ヤングケアラー：年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護やケア、身の回りの世話を担っている18歳未満の子どものこと

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症高齢者等で判断能力が十分でない人の財産や権利を保護し、日常生活を支援する制度です。家庭裁判所によって選任された成年後見人等が認知症高齢者等の意思を尊重し、意思決定を支援しながら契約等の法律行為を行います。

しかしながら、成年後見制度の認知度は低く、十分に利用されているとはいえません。認知症高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、様々な支援等が行われていますが、少子高齢化の進行等により社会的孤立状態にある人々も増加しており、権利擁護支援への重要度は高まっています。

こうした状況を踏まえ、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月に公布、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。そして、この法律に基づき、令和4年3月に「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

これらの国の動向を踏まえ、本市においては、成年後見制度を必要な人が適切に利用できるよう、制度の利用促進に関する施策を計画的に推進します。

(2) 計画の位置づけ

「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）において、市は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

なお、既存の法定計画と一体的に策定する方法が可能であると示されていることから、本市においては、地域福祉計画に盛り込むこととし、本章を本市における成年後見制度利用促進基本計画として位置づけることとします。

2 成年後見制度に関する現状と課題

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度には、後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することになっています。

類型	対象となる方	申立をすることができる人
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
保佐	判断能力が著しく不十分な方	
補助	判断能力が不十分な方	

(2) 認知症高齢者成年後見制度の利用実績等（東濃成年後見センター受任分のみ）

① 受任件数

受任件数	142
------	-----

② 市長申立状況

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	2	4	5	4	9

3 具体的な取組

(1) 制度の理解促進と利用促進

成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動を行い、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等を行います。

(2) 制度理解のための周知・啓発

成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、地域において、より一層制度の理解を深めていく必要があります。

そのため、地域全体に制度の周知啓発の拡充を図ることにより、地域で信頼され、かつ安心して利用され、地域全体で支え合う制度として適正に運用されるよう、制度の理解促進に取り組みます。また、市民に対しては、ホームページや広報誌を通して制度の啓発を行います。

4 利用者本位の制度の運用

成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本としていることから、利用者の立場に立った制度の運用に努めます。

(1) 利用者の把握と早期発見

医療や介護職、関係機関等との地域でのネットワークの構築により、利用者を早期に把握しニーズに合った制度支援を行うよう努めます。

(2) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施

後見人が制度利用者に対し、密接な身上保護と見守りを行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、支援体制の構築に努めます。

(3) 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供

適切な後見類型（後見・保佐・補助）等の選択や必要な制度利用につなげ、支援対応の向上を図り、他の公的サービス等と連動した一体的な提供により、土岐市社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」と連動し、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに成年後見制度へ移行するよう努めます。

また、成年後見制度利用支援事業による申立費用の助成や報酬助成を行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援を行います。申し立てる親族がない場合は、市長申立により利用の支援を行います。

5 地域連携ネットワークづくり及び中核機関の整備

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築します。また、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）体制整備を行います。

(1) 地域連携ネットワークの構築

地域連絡ネットワークは、2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進める必要があります。

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチ※を図り、必要な支援へ結びつける体制の構築を進めます。

※アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に、積極的に出向いて必要なサービスや情報を届けるよう行動すること

② 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制の構築を進めます。

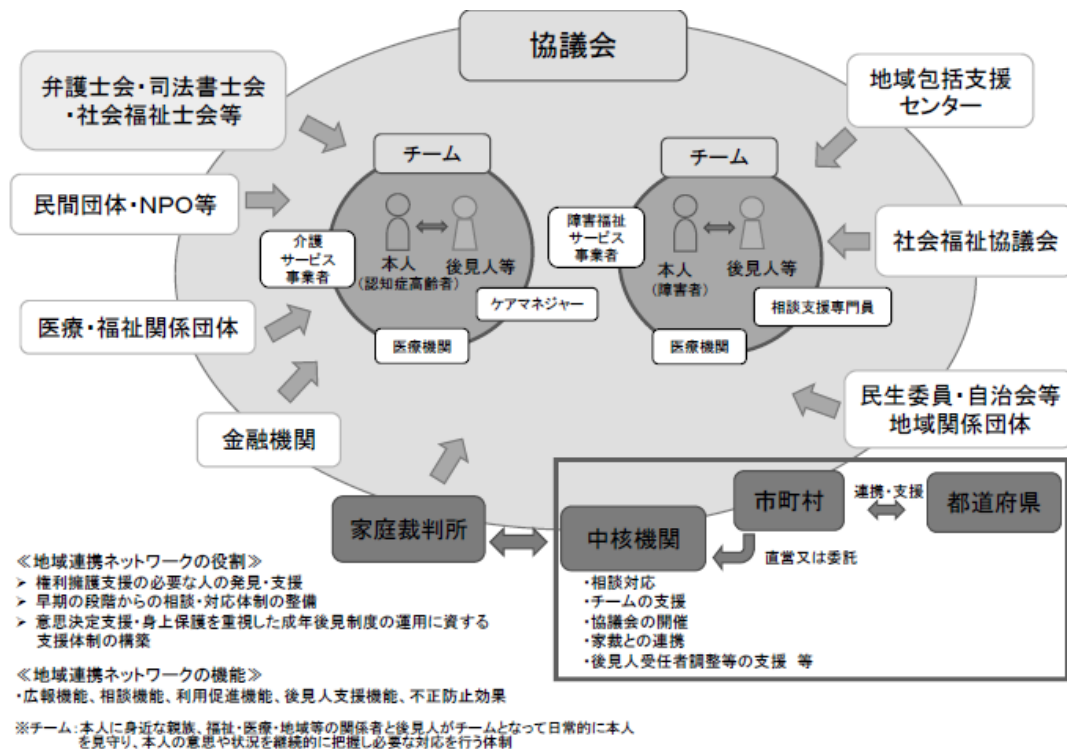
(2) 中核機関の設置

地域において、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要です。

中核機関は、地域連携ネットワークの中核的な機関として、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援、不正防止効果の機能を担います。成年後見制度利用促進機能のうちの受任者調整機能については、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の専門職団体等で構成する受任調整会議を新設し、適切な後見人候補者の選任が行われるよう審議する体制を整備します。

また、中核機関の設置・運営形態については、国の基本計画において、市町村単位または複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村の直営または委託により、市町村が設置することが望ましいとされていることから、東濃5市の連携により中核機関を設置し、その運営を適切な団体に委託します。

■ 地域連携ネットワークイメージ図 ■



出典：厚生労働省

第6章

数値目標

本計画では、以下のとおり計画期間の最終年度となる令和11年度までの数値目標を設定し、目標達成に向け、様々な施策を展開していきます。

■取組実績による指標

	基本目標1 福祉の心を育てる意識づくり	現状値	目標値
		令和3年度	令和11年度
1	認知症啓発講座受講者数 (※直近3年間の延べ人数)	468人	800人
2	地域福祉に関する出前講座数	11回	20回

	基本目標2 みんなで助け合い、支え合う地域づくり	現状値	目標値
		令和3年度	令和11年度
1	ボランティア団体登録者数	807人	1,000人
2	見守り協力団体及び事業者、機関数	18か所	25か所

	基本目標3 誰もが安心して暮らせるための支援づくり	現状値	目標値
		令和3年度	令和11年度
1	避難行動要支援者名簿登録人数	1,813人	2,000人
2	権利擁護に関する相談件数	344件	400件

■市民アンケート調査結果による指標

	調査項目	現状値	目標値
		令和3年度	令和11年度
1	隣近所の人と「ほとんど付き合いがない」と回答した割合	9.7%	5.0%
2	地域の行事や活動に「参加している」と回答した割合	34.3%	45.0%
3	避難行動要支援者制度を「知らなかった」と回答した割合	75.7%	50.0%
4	ボランティア活動に「参加している」と回答した割合	10.3%	15.0%
5	福祉分野の生活課題について、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係が「とても必要だと思う」、「ある程度必要だと思う」と回答した割合	83.5%	85.0%
6	民生委員・児童委員について「名前も知っているし、内容も大体知っている」と回答した割合	23.5%	28.0%
7	成年後見制度について「名前も知っているし、内容も大体知っている」と回答した割合	12.1%	30.0%

1 協働による計画の推進体制

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域の福祉コミュニティを形成するため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、自治会・町内会、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者、社会福祉協議会と行政がそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域の仕組みを構築することにより、本計画の推進を図ります。

(1) 計画推進のためのそれぞれの役割

① 地域住民の役割

市民一人一人が福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。

地域で支え合える関係をつくっていくため、地域社会の構成員の一人として、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにでも取り組めることから始め、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、支え合い活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

② 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。

民生委員・児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。

また、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手として期待されています。

③ 自治会・町内会の役割

地域福祉を推進していく上で、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、自治会・町内会の役割がより一層重要となり、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されています。

④ ボランティア、NPOの役割

ボランティア、NPOには、市民が地域福祉活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供することが期待されています。

また、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへの対応を担う活動団体としての役割が期待されています。

⑤ 福祉施設・福祉関係事業者の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあつては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な発信を行うとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

また、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

⑥ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。

そのため、行政と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

本市には、身近な地域福祉活動組織として9つの地区社会福祉協議会があり、各町に即した活動を進めます。

⑦ 行政の役割

地域福祉の推進にあつては、地域住民や関係団体等の自主的な取組が重要な役割を担います。そして、行政は住民福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

地域住民や関係団体等の自主的な取組を様々な形で支援するため、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、福祉関係事業者などのそれぞれの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていくことが必要となります。

また、社会環境（人口減少、少子高齢化、地方分権等）の変化に伴い福祉ニーズも急激に変化してきていることから、それらに対応しつつ、施策の狭間にある福祉課題へ対応するため、高齢者、障がい者、児童福祉施策など各部門施策間の整合性を高め、福祉施策全体としてより効果が見込めるよう、庁内の連携体制を構築することが重要となっています。

2 計画の実施状況と評価

本計画は地域福祉の分野に関連する施策を具体的に展開するための計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進がより効果的に展開されるよう整合を図ります。

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況・実績について把握し、必要に応じて当該施策・事業の必要性などについて関係機関と協議します。

さらに、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画に位置づけられる具体的取組については、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

また、本計画の総合的な評価については、地域に根ざした継続的な地域福祉の推進を目指すため、令和11年度に「土岐市地域福祉計画策定委員会」において、市民アンケート調査や意見交換会などをもとに評価します。

参考資料

1 各種アンケート調査等の主な意見

(1) やさしいまちづくりに向けたアンケート調査

【相談窓口】

相談を気楽にできる場所がほしい。
いざ、助けが必要になったときどこへ相談したらいいのかわかる方法をまず、周知することが必要だと思う。
各種情報を入手する手段、機会が少ない。高齢になるとパソコン、スマホ等持っていない方が多い。また出張窓口等の検討もお願いしたい。
自分も今後、ひきこもりになることが予想されるので、1人住いの者への相談・困りごとの相談窓口の充実など、近くでもできるように。

【情報提供】

情報の入手の仕方がわからない。発信されているものをどう受け取ったらいいか。
公式HPをもう少し利用しやすくしてほしい。また、広報紙も若い世帯が求めている情報を中心にした方が目を通しやすい。
地域住民、自治会、社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア e t c それぞれ活動しているが、連携が不十分な気がする。市が情報を一本化すればもっと適正な福祉サービスが提供できると思う。これから私のようなアナログ人間が増加するので、市の手続きや情報発信はもっとわかりやすく行き渡る手段を考えてほしい。WEBでしか受け取れないと、ついていけない私は困る。
もう少し市民にいろいろなサービスが受けられることをわかりやすくすることが必要だと思う。知らない人がたくさんいる。
いざ、助けが必要になったときどこへ相談したらいいのかわかる方法をまず、周知することが必要だと思う。
単身者や外国人は福祉に対して距離があると思うので、単身者でも福祉の情報を得やすい環境づくりをした方がいい。インターネットや単身者の多い賃貸住宅への掲示など。
福祉制度・サービスの情報提供が大変少なく、親切ではない。情報があっても、言葉が難しく理解が困難。情報提供が少ないので本来受けることのできるサービスがあっても知らないまま過ごしていることが大変多い。すべてを理解するのは難しいとは思いますが障がいに対する理解がされていない。
アパートに居住しているが、町内会、自治会の会費など集金もないので、市の広報の配布もなく、情報が何も入ってこないのが現状。
市役所では、わからないことを聞けば教えてくれるが、他の機関でこういう補助があるとか、そういう情報を提案してくれると、もっとよいかもしれない。
独居老人が受けられる市のサービスがわからない。広報で知らせてもらえると助かる。

【交通手段】

自動車の免許証を返上してから、買い物や病院に行く手段が少ない。買い物や病院へ高齢者や障がい者も行けるよう整備してほしい。バスで買い物に行くと、2時間後しか帰りのバスがない。
高齢者が免許返納した後に、活動ができるように手段を考える。タクシー券では不足。
市民バスも救急当番病院のように3市で連携してほしい。曾木、鶴里から妻木だけでなく笠原支所行きがあるといい。ないから80歳を過ぎても運転免許を返納できない。
高齢化、人口減少がとても進んでいる地域なので、買い物等に行くためにバスをもっと使いやすくしたり自宅等の送迎を安くできる等してもらえるといいと思う。
日常生活の買い物にとっても不自由している。交通の便が悪く出かけるのが大変である。
駄知町病院やスーパーがあると安心する。交通の足がなくなるので心配。
子どもが高校に自分で通えず、送り迎えが必要なので今から不安である。
今は家族がいるが、1人になったとき、買い物や選挙など行けなくなった場合に車を回してもらえたらいいと思う。
高齢の人がだんだん多くなるこれから、病院とか買い物が自由に行けなくなる人も出てくると思うので、そんな人たちの足がわりの乗り物が充実したらと思う。
運転免許返納のことを最近特に考える。バスは、バス停まで歩かなければならない。バスの場合、歩いていてバスが来たらどこでも手をあげたら止まってくれるといいと思う。町内または区域に個人タクシーがあるといいと思う。土岐市はタクシーが少なすぎる。
バスの利便性をもっとよくしてほしい。(市民バス)病院、スーパーの前等に駐車場をつくってほしい。本数も少ない。駐車場・本数が少ないため利用しない・できないと悪い循環となっているので利用者が少ないのではないか。
高校から、自宅からは通いづらく別の場所に引っ越し子、ひとり暮らしをする子をみている。通学にバスもなく、親の車でも難しい子のため、大型でなくともワゴン車のような乗り合いの支援バスがあればいいのにと考えた。
現在は車の運転もでき、外出し買い物や知人・友人と出かけたりできているが、世間では高齢者による交通事故が増え問題になっている。自分もいずれ近い将来抱える課題である。訪問とまではいわないが、近くまで走るスーパーが来てくれるとありがたい。できれば、福祉タクシー(乗り合いでも可)や福祉バスがもっと本数が多く、もっと自宅周辺まで来てもらえるといいと思う。
高齢者が年々増え続け、今から住民の足(自動車、免許を返納したくてもできない)、生活の足となる方法(コミュニティバスもディertimeにはほとんどない状況)を具体化する必要があると考える。
バスの本数が少なく、どこへ行くにも時間がかかるため、もっと短距離のバス運行を増やしてほしい。
住みよいまちづくりといわれるが、交通機関がなさすぎて、子どもを独立させることができない。

(2) 団体アンケート調査

項目	課題と感じていること
近所付き合いに対する意識を高める	個人の性格もあるので難しい。最近では若い人、年配の人でも関係ないと思う。
見守りや助け合いに対する意識を行動につなげる	子育て世代の負担が多くなっているが、見守りのボランティアが少ない。
困っていることの発信と支援への橋渡し	どこにどう伝えればいいのかわからない人も多いと思うので、説明会などあればいいと思う。
地域福祉推進組織の育成支援	若い世代等が地域福祉に関わる精神的及び金銭的な余裕がない状況があるのではないかと。
ボランティア活動の推進	互助づくりに貴重な役割を担うが、この活動が市内では成熟しない。社会参加、社会貢献活動、市民に意識が浸透しない。
関係機関の連携推進	互いの組織での顔合せが必要。
相談に結びつけるための支援を充実する	相談する内容に不安がある。窓口の内容がわからない。
地域活動と公的な支援との連携による支援体制の確立	国・県の動き、計画を市が住民に的確に広げる。
適正な福祉サービスの提供	声に出せる人はいいが、そうでない人はほったらかしになっている感じがする。平日は相談できない。
災害時における要配慮者の把握と地域での援助体制の充実	まったく不満。一人でたくさんの要配慮者を抱えている現状。他力本願として見過ごされているのが現実。
施設との協働による地域防災体制の確立	地域をあげての防災訓練の機会が十分ではない。
防犯と交通安全活動の推進	危険個所の把握ができていないかどうか。外灯の設置、暗い所の解消。

(3) 地区社会福祉協議会ヒアリングによる主な意見

【地区の自慢】

主な意見
◇公民館で「わくわく塾」を開催するが、定員 80 名が即座に定数に達する。また、中学生がボランティアとして企画し、小学生の面倒をみるというような縦のつながりができている。こうしたイベントを通じて、大人と子どもの交流も密になっている。
◇夏祭りには 1,000 名と、地域の約 10 人に 1 人が参加している。中学生に企画し、ブース出展をしてもらうなど、子どもに考えて実行してもらう機会を設けている。
◇65 歳以上の方々(「楽友会」)が、登下校時の見守り、指定日のごみ収積場の準備や後片付けなど、順番を決めて実施してくれている。
◇小学生の下校時の見守りを続けていて国から表彰された。
◇自治会内に防災会があり、独居老人・障がい者に対する防災についてどのように扱うか具体的に話し合っている。
◇老人会は小学校見守り活動を重視しており、金曜日に町内 8 か所で実施している。
◇町内はほとんどが高齢者で、遠い所のお宮そうじなどは運転できる人が自動車に乗せていつている。
◇月 1 回いきいきサロン会と称して、集会を開催しているが、コロナで中止になっている。いきいきサロン会開催会場を増やすことが望まれる。
◇月 1 回、町内あいさつ運動を 7 年継続している。
◇昔から住んでいる方と、新しく引っ越してきた方のバランスがいい。
◇コミュニケーションを取れる場所として、バス停に「憩いの広場」などの居場所づくりを実施している。ベンチの設置なども行い、実際に地域の皆さまのコミュニケーションの場となっている。

【地区の困りごと】

主な意見
◇独居高齢者の見守りを、どこまで行うべきかが難しい。
◇ここ数年で、2 名の独居高齢者の孤立死が発生しており、対策が難しい。
◇子どもが参加できる場は多く設けているが、そうした場に参加できない子どもたちへのアウトリーチまでには至っていない。
◇最近では地区により意識が変わってきて、資源ごみの管理や小学生の見守りをやめたいという意見も出てきている。
◇老人会が小学校 1 年生と約 2 時間、昔遊び体験を実施。開催側は 14 名で丁寧に教えるには人数が足りなかった。コマ回しでも一人が一人しかみられない、人数がいれば解決できた。また、一部には老人会は必要あるか? という声も出ている。
◇老人会・消防団・その他すべての団体についてのメンバー確保。市からこれだけのメンバーの確保をしてほしいとくるが地元人がいない。土岐市に住んでいるが名古屋で働く方が増えてくると加入者が少なくなっていく。
◇資源ごみ出しのルールを守らない人がいる。外国人の場合言葉が通じないので対応が難しい。

主な意見

- ◇近くにスーパーがなく、買い物等、生活に欠かせないため、高齢者だが車の運転をしている（心配だが運転免許証を返納できない人がいる）。
- ◇地域の高齢化もそうだが、独居老人が増えている中、田舎なので昔からの行事や草刈り、神社の清掃、R363の缶拾い等、たくさんの奉仕作業があり、一軒に一人参加ということになっている。各町内で決めればいいことだが、考えが昔のままなようである。
- ◇食品の小売店が少なく、買い物に不便なので、地域の高齢者からの要望として移動スーパー等の導入ができないか。
- ◇選挙時の投票所が少なくなり不便なので、日時を決めて移動投票所を開設できないか。
- ◇高齢化が進み、独居高齢者など話し相手がいない人もみられる。
- ◇避難行動要支援者名簿の個別計画まで検討できていない。
- ◇日常的な避難訓練が実施できておらず、支援者が決まっていない地区もある。
- ◇民生委員のことを住民の方知ってもらう機会がない。
- ◇老人クラブの加入が少ない。
- ◇自治会未加入者が多く、改善に向けて市に音頭取りをしてほしい。

【特長的な取組・特に力を入れている取組】

主な意見

- ◇多世代交流。わくわく塾など。
- ◇各“会”の取組はすばらしいと思うが、もう少し連携があるともっといいと思う。（特に情報交換）
- ◇地区社協から西部こども園のクリスマス会にサンタクロース役として参加し、プレゼントを贈っている。
- ◇曾木の母子会は人数が少なく、一年に一度は交流会をしている。
- ◇高齢者が町内での用事で移動する際の交通手段として駄知どんぶりバス運営委員会に参加している。
- ◇町内の行事、イベントに小学生、中学生の参加を推進。小学校・中学校と連携をとり合いながら実施する。
- ◇組ですること少なくなったことから、となりの人とも顔を合わせることも少なくなった。
- ◇5年前まではお正月は駄知児童センターの行事でカルタ取り、コマ回しなどに行事として参加していたが、今は参加していない。
- ◇母子会では温泉やUSJを訪問し、子どもや母親にとって非常にいい場となっている。
- ◇土岐市駅周辺パトロールは泉町連合区会が中心となって平成16年から実施しており、全国でも表彰されるほどの活動となっている。

【活動をする上で困っていること】

主な意見
◇コロナ以降、各団体で会議の運営や行事の開催ができなくなっている。コロナ以降で新たに取り組んでいることなども特になくはない状況である。
◇公民館活動への参加者やLGBTも地区によっては女性ばかりなど、男性が参加することで活動の幅が広がる場所がある。
◇“地区社協”について知ってもらう機会・方法をもう少し探る必要があると思う。
◇民生委員の活動を住民に知ってもらう機会がない。また、区長、町内会長でさえ地区社協のことを知らない。住民の人たちに地区社協、民生委員の活動を知ってもらう機会がほしい。
◇コロナ以降、各団体行事の実施が難しい。
◇母子寡婦福祉連合会に、以前は各地区多数入会者がいたが、年々減少している。もう少し地域に知ってもらえたらと思う。
◇助け合い、協力等の必要がなくなってきたと思う。声もかけにくい現実もある。
◇最近まで実施していた年数回の公民館でのお食事へのおまねきなどは、現実的には有効さはない（本当に安否が心配な方は来ていただけない状態の方なので）と考えていた。何かもっと有効で持続的で、当のご本人たちにも受け入れられやすい「何か」があればと思う。
◇どんぶりバス運営費として市補助金、町内負担金、運賃等で運営しているが、町内負担（ごみ減量還元金）が不足して、町内負担が多くなるので、市補助金の増額を要望する。
◇各町内会で福祉委員を決め、月1回程度で会議・会合を開催・地域の福祉活動を考える。
◇コロナ禍で様々な活動が制限されている。
◇あいさつ運動はいいことなのかどうか。知らない人にあいさつをしてはいけないという意見もある。

【今後取り組んでいきたいこと】

主な意見
◇まずは、コロナが落ち着いたのちに、以前のような活動ができるようにしていきたい。
◇活動を自主的にしている人はしている。協力的でない人は活動どころか、そしらぬ顔…。考え方の違いがあるのは仕方のないことだが、地区住民の人々がいろいろとやっている事柄について、もう少し“自分ごと”と考えたり“おかげ様”の気持ちをより持てたりするような意見交流の場が増えるといいと思う。
◇三世代が交流して、これからの地域を担う子どもたちを見守り育てる活動ができるといいと思う。公民館行事を三世代交流の場としていきたい。
◇毎週水曜日、公民館で実施している「ホタルカエ」をもっと活用、利用してほしい。
◇高齢者が、事故とか病気とかした場合など、子どもたちの連絡先を知っていた方がよいかも。知らない。
◇向こう三軒両隣のコミュニティの醸成を図る。町内会組織の強化を推進。
◇地域のつながりを強化するため、①町民運動会（誰でもスポーツを楽しむことができるフェスティバル）を企画し、毎月1回協議会を開催している。②青少年の主張のような、笑顔の集いというものを企画している段階でコロナが流行してしまった。③公民館まつりを、公民館の利用者だけでなく、中学生ボランティア、老人クラブなどいろいろな地域住民が関われる会にして地域の絆を深めていきたいと思っている。

(4) 市民意識調査による主な意見

本計画策定のための基礎調査以外に、本市で令和3年度に実施した「土岐市市民意識調査」においても、530人の市民の皆さまからご意見をいただきました。その中から地域福祉関連の主なご意見を掲載しています。

【生活支援の充実】

- ・ひとり親家庭の支援をもう少し充実させてほしい。
- ・急に国民年金を下げられて困っています。生活をしていくのに何とか生きられるように考えてください。
- ・生活に困っている家庭へ、現金給付や食料または食事を提供する場所をつくっていただきたい。
- ・最低賃金の引上げが法律で決定しても、最低金額ではない人にとっては何も変わらず、税金等や商品値上げのみ受け、生活は年々苦しくなるばかりであること。
- ・年金受け取りがだんだん遅くなっていくのに、給料は60歳を境に大幅に下がり、貯金を崩しながら生活するしかないこと。
- ・生活できないから実家にいるのに、所得制限のせいで母子で障がいのある子がいる家は我慢しないと生きていけませんか？体調を崩して休んでいるのに、誰にも助けてもらえない。お金を持っている人に弱者の声は聞こえない。
- ・生活困窮者にもっと協力的であってほしい。
- ・相談しやすい場所、課をつくってほしい。
- ・ひとり親世帯の親子食堂等がもっと広がればよい。
- ・子ども食堂がありますが、困っている人なら誰でも利用できる名前（みんな食堂）に変更し、利用しやすくする。手伝いをしたい人もたくさんいます。制約が多すぎると、せっかくやってみたいという人がいてもできないことが多い。ボランティアをしやすくする環境がつかれないでしょうか？

【公共交通の充実】

- ・土岐市にも大型スーパーがたくさんあり、車で出かけるととても便利ですが、最近、ひとり暮らしの高齢者がとても多くなっています。その方々は、車に乗ればよいのですが、乗れない場合、買い物に不便だと思います。近くに小さなお店も少なくなり、自分も年を取って車に乗れなくなったら、夫婦二人なので心配です。
- ・買い物難民の時代に、間もなく団塊世代が後期高齢者に達し、健康、福祉政策の大転換を迫られます。当人が健康維持管理に心配することはもとより、買い物難民はネット難民でもあります。ごみの定期収集のように、地域を決めての定期移動販売が理想。
- ・私自身も独居ですが、周りに独居となられた方が増えてきたように思います。今のところ車の運転はできますが、いずれ返納となった場合、通院、買い物、習い事ができなくなり、今から不安でいっぱいです。そうなるとうきこもり生活になるかと思っています。
- ・今は運転できますが、免許証を返納した後の交通の便を考えると大きな苦勞が始まると思います。

- ・バスの本数を増やしてほしい。65 歳以上に回数券を 1 ヶ月ごとまたは 3 ヶ月ごとに渡したらどうか。高齢者による交通事故が増えているのは、自家用車を運転しているから。免許を返納したら交通手段がないため、バスの強化が必要。
- ・駅から遠い場所を生活の基盤にしている市民のために公共交通機関の充実を。
- ・土岐市で暮らしたいと思っても、近くに店がないととても不便です。スーパーの配達・移動販売車・ドローン配達などの拡充とバスなどの交通網の新しい運用方法の開発が必要かと。
- ・高齢者になってきて不安に思っているのは、住んでいる近くに病院、お店がなくなってきたこと。交通手段も少なく、車に頼れなくなったらと思うと不安です。
- ・自分が高齢に近づき、家族も減り、車で移動が困難になっていくだろうということを想定したとき、生活がしづらくなるのがとても不安です。公共交通機関が充実していたら、このまま今の場所で満足できますが、都会に住みたくなるのが本音です。
- ・市民バスの本数が少なく、高齢の親は運転免許証を返納した後、ひきこもってしまっているため、ぜひ本数を増やしてほしい。
- ・70 代の私は、80 歳になったら免許証を返納したいが、車に頼らなくても生活できるまちをお願いします。
- ・病院へ行けるバスをもっと増やしてほしい。
- ・高齢者人口がますます増加。運転免許証を返納したいが、まだまだ車の利用が必要。日常の買い物等不便を感じる。小型の車でもいいので、もう少しきめこまかな車を運行させて、用事を済ませるようにしてほしい。
- ・土岐市民も今後高齢者が多くなると思われますので、買い物とか病院への通院等にバスではなくて、よりあいタクシー等で、地域の方が 3～4 人で行けるようなまちづくりを希望します。代わりに、買いたい品物等を買っていただける人を育成するようなシステムをつくっていただきたい。
- ・高齢の方が多くなり、運転できない人が増えるため、市バスを利用する人がいるが、多治見～土岐駅に行く線が少なく、便が悪いように思います。今でも土岐総合病院に行くために困っている方が多いと思います。
- ・買い物難民がどんどん増えているように思います。生活に必要な買い物がしたい、病院にも行きたい、何とか一人行動できる高齢者は、バスの運行を望んでいます。免許証（運転）返上した人等は、家の近くで乗り降りできるようお願い致します。

【情報共有の推進】

- ・70 歳を過ぎ、夫婦二人だけの生活が続いています。最近は何かにつけ「ホームページを見て」とか「QR コード」「横文字」ばかりで高齢者にはピンとこないことが多々あると思います。もっと高齢者に理解しやすく簡単な方法でいろいろな情報が入手できるようにならないかと日々思っています。
- ・土岐市からのお知らせメールですが、もう少し情報発信の場として活用したら？お知らせメールの項目が少なすぎる。
- ・市民にとって重要、有益な情報は、もっとひんぱんにわかりやすく広報してほしい。

2 土岐市地域福祉計画策定委員会設置要綱

○土岐市地域福祉計画策定委員会設置要綱

改正 平成19年 3月29日告示第26号
平成24年 3月27日告示第43号
平成30年12月21日告示第147号

土岐市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的として、土岐市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するために必要な事項を調査及び審議するため、土岐市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉サービス又は介護保険サービスを利用している者
- (2) 市民代表者
- (3) 社会福祉に関する活動を行っている者
- (4) 社会福祉に関する事業者
- (5) 見識を有する者
- (6) 市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の委員の構成は、委員長が委員会の同意を得て決定する。

3 分科会の座長は、分科会委員の互選により定める。

4 座長は、分科会の会務を統括し、分科会を代表する。

5 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する分科会委員がその職務を代理する。

6 分科会は、必要に応じて座長が招集する。

7 座長は、必要があると認めるときは、分科会委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において行う。

一部改正〔平成24年告示43号・30年147号〕

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日告示第43号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日告示第147号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

3 土岐市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

		団体・組織等	氏名
1	委員長	土岐医師会	山口 浩一
2	副委員長	土岐市社会福祉協議会	田中 正憲
3	委員	岐阜県肢体不自由児者・ 障がい児者父母の会 土岐支部	水野 直美
4	委員	土岐市保育園保護者連合会	中嶋 志保
5	委員	土岐市連合自治会	荒井 康司
6	委員	土岐市老人クラブ連合会	水野 敏雄
7	委員	土岐市ボランティア連絡協議会	籠橋 一貴
8	委員	岐阜県立はなの木苑	若井 敦子
9	委員	介護老人福祉施設 (ドリーム陶都)	小川 大輔
10	委員	土岐・瑞浪ケアマネ連絡協議会	小林 さきゑ
11	委員	中部学院大学 人間福祉学部	大藪 元康
12	委員	特定非営利活動法人 東濃成年後見センター	堀 冴
13	委員	土岐市民生児童委員協議会	梶間 康郎
14	委員	土岐市民生児童委員協議会 主任児童委員	古宮山 綾乃
15	委員	土岐市健康福祉部長兼 福祉事務所長	黒田 隆之

4 計画策定経過

年度	開催日時	事 項	開催場所
令和3年度	11月～12月	■団体アンケート調査の実施 市内の地域福祉活動に関わる団体 117 通	
	12月1日～ 12月17日	■やさしいまちづくりに向けたアンケート調査の実施 18歳以上の一般市民 2,000 通 有効回答数 669 通	
	1月～2月	■各地区社会福祉協議会ヒアリング等の実施	
令和4年度	4月20日(水)	■第1回土岐市地域福祉計画策定委員会 (1)地域福祉計画策定について (2)策定スケジュールについて (3)アンケート結果について (4)地区社協ヒアリングについて (5)第3期土岐市地域福祉計画の事業進捗評価について	大会議室2A
	7月13日(水)	■第2回土岐市地域福祉計画策定委員会 (1)第4期土岐市地域福祉計画骨子案概要について ①第1章 計画策定にあたって ②第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 ③第3章 計画の基本的な考え方	大会議室2A
	10月5日(水)	■第3回土岐市地域福祉計画策定委員会 (1)第4期土岐市地域福祉計画の施策体系について (2)第4期土岐市地域福祉計画素案について (3)第4期計画策定にあたってのポイントについて (4)第4期土岐市地域福祉計画施策体系における 取組項目(案)について (5)今後のスケジュールについて	大会議室2A

第4期土岐市地域福祉計画 【令和5年度～令和11年度】

発行年月／令和5年1月

編集・発行／土岐市健康福祉部高齢介護課

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

電話 0572 - 54 - 1111(代表)

F A X 0572 - 55 - 1367
